

日南市森林整備計画（変更計画）書

自 令和 7年 4月 1日

計画期間

至 令和17年 3月31日

（変更日 令和 7年 8月 1日）

宮 崎 県

日 南 市

1 変更理由

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき策定した日南市森林整備計画書の一部を、同法第 10 条の 6 第 3 項に基づき変更する。

変更理由は以下のとおり。

令和 7 年度より広渡川地域森林計画の変更に伴い、過去の施業箇所との整合性を図るため、変更を行う。

2 変更始期

令和 7 年 8 月 1 日

3 変更の内容

(1) II 森林の整備に関する事項の「第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」の「別表 2 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

(2) (1) の変更に伴う概要図面

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1)地域の目指すべき森林資源の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2)森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策・・・・・・・・ 2
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）・・・・ 5
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第2 造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1)人工造林の対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2)人工造林の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3)伐採跡地の人工造林をすべき期間・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1)天然更新の対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2)天然更新の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3)伐採跡地の天然更新をすべき期間・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・ 9
 - (1)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準・・・・ 9
 - (2)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・ 10
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1)造林の対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (2)生育し得る最大の立木の本数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・ 10
 - 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法・・・・ 12
 - (1)水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林・・・・ 12
 - (2)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林・・・・・・・・・・・・ 13
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(1)区域の設定	1 4
(2)森林施業の方法	1 5
3 その他必要な事項	2 3
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	2 3
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	2 3
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための 方策	2 3
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	2 3
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	2 4
5 その他必要な事項	2 4
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	2 4
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	2 4
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	2 4
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	2 4
4 その他必要な事項	2 4
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	2 5
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに 関する事項	2 5
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	2 5
3 作業路網の整備に関する事項	2 5
(1)基幹路網に関する事項	2 5
(2)細部路網の整備に関する事項	2 7
4 その他必要な事項	2 7
第8 その他必要な事項	2 7
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	2 7
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 8
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	2 8

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項	3 0
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	3 0
(1)区域の設定	3 0
(2)鳥獣害の防止の方法	3 0
2 その他必要な事項	3 0
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	3 0
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	3 0
(1)森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	3 0
(2)その他	3 1
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	3 1
3 林野火災の予防の方法	3 1
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	3 1
5 その他必要な事項	3 1
(1)病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	3 1
(2)その他	3 1

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	3 2
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	3 2
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	3 3
	(1)森林保健施設の整備	3 3
	(2)立木の期待平均樹高	3 4
4	その他必要な事項	3 4

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	3 5
	(1)森林経営計画の作成に関する事項	3 5
	(2)森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域	3 5
2	生活環境の整備に関する事項	3 5
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	3 6
4	森林の総合利用の推進に関する事項	3 6
5	住民参加による森林の整備に関する事項	3 6
	(1)地域住民参加による取組みに関する事項	3 6
	(2)上下流連携による取組みに関する事項	3 6
	(3)その他	3 6
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	3 6
7	その他必要な事項	3 7

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市の北部には鱒塚山、西部には小松山を中心に山地が広がり、東部の谷之城山や南部の鯛取山等の緩斜面の山地が海岸部まで迫っている。また、広渡川や酒谷川の下流には平野が広がり、全般的に比較的緩やかな地形を呈している。

また、日向灘を北流とする黒潮の影響で県内でも最も温暖な地域であり温暖多雨な気象条件で林木の育成に好適な環境である。

本市の総面積 53,549haのうち、森林面積は 42,960haで総面積の 80%を占めており、森林資源に恵まれている。私有林面積 22,526haのうちスギを主体とした人工林の面積は 14,441haとなっており、人工林率 64%で本県の人工林率 57%を大きく上回っている。

年齢別の人工林面積は、13 年齢級の 2,426haをピークに標準伐期齢以上が 75%を占め、スギを主体とした人工林資源は、主伐期を迎えている。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、森林資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

また、これらを踏まえて森林の状況を適確に把握するための森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定め、森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を配慮の上、特に以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

本市は、約 400 年の歴史を持つ飢肥林業地帯という歴史的背景もあり、早くからスギを主体とした人工林化の取組がなされ、県内でも森林資源の成熟度が高く、8 年齢級以上が 72%を占めるなど全体的に収穫期を迎えている。

このため、木材資源の効率的な循環・利用に対応できるよう、適切な保育や間伐に加え、主伐期に達した森林の計画的伐採の実施や伐採跡地の植栽等による適確な更新の実施を図り、森林資源の平準化を進める。

① 水源涵養機能^{かん}

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るとともに、必要に応じて林道、治山施設及び公園等の整備を推進することとする。

① 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。溪岸浸食や土砂流出の防止を図るため、自然植生による溪畔林を保全し、水質保全、動植物の生態体系の保護にも寄与するものとする。

③ 快適環境形成機能

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

④ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

⑤ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

⑥ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意するものとする。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、個人等の森林所有者及び森林組合等が相互に連携を密にし、関係者が一体となって森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進、林業専用道等の整備及び木材流通・加工体制の整備などの諸政策を計画的かつ組織的に取組み、森林施業の合理化を推進することとする。

II 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、「Iの2の森林整備の基本方針」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進する。

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、本市内に生育する主要樹種ごとに、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、本市の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、本計画で定めるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すものではない。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の針葉樹	クヌギ・ナラ類	その他の広葉樹
本市全域	35年	40年	30年	40年	10年	10年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

立木の皆伐及び択伐の留意点については、下表のとおりとする。

伐採方法の別	留 意 点
皆 伐	主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積に応じて、少なくとも20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図れる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

人工林の主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本市における主伐の時期は、下表を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	主伐時期 の目安	標準的な施業体系		
			生産目標	仕立て方法	期待径級
本市全域	スギ	35年生	一般構造用材	中庸仕立て	28cm
		56年生以上	一般大径材		42cm以上
	ヒノキ	40年生	一般構造用材	中庸仕立て	26cm
		64年生以上	一般大径材		40cm以上
	クヌギ ナラ	10年生	しいたけ原木	中庸仕立て	12cm

用材向け広葉樹等については樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な伐採方法において、以下の(1)から(5)までに留意して行うものとする。

- (1) 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣地等の重要な空洞木について、保残等に努める。
- (2) 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- (4) 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。
- (5) 伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）及び「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意するものとする。

3 その他必要な事項

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置する等、大面積の皆伐を避けることとし、自然災害、人的災害等の各種災害が起因しないように伐採残木の処理を適切に行い、伐採跡地についても早期の更新に努めるものとする。

また、伐採に当たっては、事前に隣接所有者との境界確認を行い無断伐採を防止するとともに、森林法以外の許可や届け出が必要ではないか確認を行うものとする。

さらに、伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため市が発行する伐採届旗等を掲示し、無断伐採の未然防止や植栽未済地の抑制を図るものとする。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書」（1996年3月宮崎県林業総合センター）等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

区 分	針広葉樹別	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチョウ、イヌマキ
	広葉樹	クヌギ、ナラ類、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類

上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士（フォレストラー）や林業普及指導員等と相談のうえ、適切な樹種を選定する。

(2) 人工造林の標準的な方法

① 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率化や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。また、成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。さらに、再造林の低コスト化を推進するため、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

樹 種	植栽本数（本/ha）	備 考
スギ	1,500 ～ 3,000	
ヒノキ	2,000 ～ 3,500	
クヌギ	2,000 ～ 3,500	

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士（フォレスタ）や林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を選定することとする。

② その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業を同時並行して機械地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努めるものとする。
植え付けの方法	気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して植付け方法を定めるとともに適期に植え付けるものとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組むものとする。
植栽の時期	苗木の活着と成長が図られるよう、適期、通常は春に植栽するものとする。 なお、コンテナ苗については、その特性から植栽時期の分散を推進するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、保安林にあつては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	宮崎県天然更新完了基準によるものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	宮崎県天然更新完了基準によるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

① 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
宮崎県天然更新完了基準によるものとする。	宮崎県天然更新完了基準によるものとする。

② 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。
刈出し	タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。
植込み	天然更新が不十分な箇所について行うものとする。樹種は林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況に勘案して決めるものとする。
芽かき	萌芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

③ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、宮崎県天然更新完了基準で定める方法により行い、更新が完了していないと判断される場合には植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には、植え込み等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表状況、病虫害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	<p>本表は、森林の区分を「該当なし」と記載していますが、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」が皆無であり、あまねく天然更新で良いという意味ではありません。</p> <p>適確な更新が行われなければ、森林が荒廃し災害の原因になる等の森林の多面的機能が低下しますので、伐ったら植えて育てるのサイクルにより森林資源を持続的に循環利用することが重要です。</p> <p>これらのことを踏まえ、特に、木材生産機能維持増進森林及び人家や道路、河川等に隣接する森林においては、極力、天然更新ではなく人工造林をお願いすることとします。</p>

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林対象樹種

- ① 人工造林の場合
Ⅱの第 2 の 1 の(1)による。
- ② 天然更新の場合
Ⅱの第 2 の 2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

育成し得る最大の立木の本数を 1 ha 当たり 10,000 本とする。

5 その他必要な事項

該当なし。

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。このため、地形、気象等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態及び適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、間伐の実施期間、間隔、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	実施すべき標準的な林齢 (年)			間伐の方法
			初回	2 回目	3 回目～	
スギ	一般構造用材 / 一般大径材	2,000 ～ 3,000	18 ～ 22	25 ～ 29	標準伐期齢以上で間伐をする場合は 15～20 年おきに実施する。	「宮崎県間伐技術指針 (昭和 53 年 3 月宮崎県林務部)」及び「宮崎県南那珂農林振興局が示した育林体系」等により実施する。
ヒノキ	スギの施業体系に準ずる。					

(1) 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が 10 分の 8 以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年後にその樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復するよう行うものとする。

路網整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については風害に留意し、間伐の繰り返し期間を 5 年程度として、実施することとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発根が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

(2) 下刈

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこととする。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合は、2 回刈りを行うものとする。

また、下刈時期の延長及び空調服の導入等の労働過重を軽減する方策の検討を加速させる。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3 年に 1 回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

(4) 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成するものとする。

(5) 鳥獣被害対策

鳥獣被害対策については、野生鳥獣による樹木等の被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

局地的森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1 又は 2 の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することができないと見込まれる森林については、生育状況に応じた間伐又は保育の方法を決定するものとする。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を次のように定めるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺^{かん}の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水を貯え、災害に強い森林づくり事業で協定を締結した森林、水源涵養機能が^{かん}高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に定めるものとする。

当該森林の区域は別表 1 に定めるものとする。ただし、水を貯え、災害に強い森林づくり事業で協定を締結した森林の区域は除く。

② 森林施業の方法

伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保することとする。

伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より 10 年延長することとするが、クヌギ・ナラ類は、5 年延長とする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域は、別表 2 に定めるものとする。ただし、水を貯え、災害に強い森林づくり事業で協定を締結した森林の区域は除く。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針 葉 樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広 葉 樹
本市全域	45 年	50 年	40 年	50 年	15 年	20 年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

① 区域の設定

次のアからウまでに掲げる森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

ア 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が低い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含んだ土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

イ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が低い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

ウ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が低い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

② 森林施業の方法

①のアからウまでに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業方法ごとに別表2に定めるものとする。

①のアに掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

①のイに掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気汚染の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

①のウに掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等を求められる森林において、風致の優れた森林の維持管理又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、①のアからウまでに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めるものとしつつ、複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林と定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。長伐期施業を適正に実施するため、「宮崎県長伐期施業技術指針」等を参考にすることとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の針葉樹	クスギ・ナラ類	その他の広葉樹
本市全域	56年	64年	48年	64年	16年	16年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等との開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林について、必要に応じて定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。

地位	地 利		
	200m以内	200m～500m	500m以上
1	1等地	1等地	2等地
2	1等地	2等地	3等地
3	2等地	3等地	3等地

地位：土壌型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定

地利：路網からの距離から3つに区分

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

具体的には、林班単位で人工林が過半、かつ、木材等生産機能がHの森林が過半、かつ、林班の傾斜区分の平均が緩又は中、かつ、路網等からの距離が200m未満の森林等から設定するものとする。ただし、災害が発生する恐れのある森林を除く。

(2) 森林施業の方法

森林資源の循環利用や環境保全を重視した森林施業を実施することを基本とし、施業の集約化や路網整備と併せて合理的な林業機械システムの導入による森林施業を推進するとともに、木材を安定的に供給するため、適切な植栽、保育、収穫、再植栽という人工林資源の循環利用を推進することとする。

なお、この区域内において公益的機能の維持増進に配慮する必要がある森林では、樹根及び表土の保全に留意し、下層植生の発達や林木の旺盛な成長を図るため、適切な造林、保育・間伐等を促進することを基本としつつ、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進することとする。

また、公益的機能の高い区域内における施業の実施にあたっては下記事項に留意して行うこととする。

- ① 立地条件に応じて長伐期施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所あたりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。
- ② 森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、長伐期施業や育成複層林施業の推進を図ることとする。
- ③ 林地の安定化を目標とした未立木地への植栽及び更新補助作業や、複層状態の森林へ誘導する際には、立地条件や市民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進することとする。
- ④ 特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図参照	1,310.41
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図参照	764.07
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図参照	7.38
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図参照	1,306.92
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図参照	22,171.30
特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長をすべき森林	[日南地区] 14-ア-45～48-1 20-ア-1、1-2、2、4～10、17～21-1 33-エ-1～8、9 41-ア-3-2～3-6 43-ケ-12～15-1 54-イ-2～8、ウ-6 57-ア-22～26 58-ア-1～6、8～10 60-ア-37、37-2～40-3 66-ウ-98、100、100-1、101、101-1、104、109、112、113 78-イ-53、54、ウ-11、13、20、エ-5、8、9、10-1、12、16、31 79-ウ-3、11～16、エ-6～11、17-1 82-オ-7～13、15、16、17～19、23、25-1、カ-16-1、17、19、23～24-1、27、34 88-オ-11、11-1 89-ア-5、6、9、イ-3-2～3-6、18、26-3、33-5、ウ-19、23 90-ク-4-6 91-ウ-44、48、カ-17 92-イ-26、ウ-8、9、20、27、カ-22 93-オ-3 94-ア-2 95-オ-38、カ-3 97-カ-42 98-イ-11 99-ア-27-2 100-イ-13、ウ-34、36、39-3、43 102-ア-14-1、ウ-8～9-1、40、41、42-1～42-2、42-4～44-4、オ-8、9 103-イ-7-1、9～9-3、14～18、19-2、21～31	438.39

	<p>104-ア-2、2-1 105-ア-17-2、34 106-ア-4-2、56-1 112-ア-36-1、エ-35～37-11 114-ウ-11、14、オ-3、14、キ-2-1、16、ク-2-1、5～7、 ケ-1、1-1、12、14、コ-1、21、セ-5-1 122-エ-25、29、32、35、38 124-ア-2、3、18-1、ウ-3 125-エ-31、39-1、オ-11 130-オ-3、8、カ-4～11-2、 131-イ-18 132-ア-21-3、22、26 133-オ-6-1、7、15 134-ア-1 136-エ-2、4 137-イ-1-1、2、8、9、12、16、19、30、ウ-3、4、8、20 138-ア-3-1 141-オ-7-5、20、27、27-2、29、29-1、31～32-1、35、 36、37-1、39-1、42、43、44、46、51～53-1、55、59、 62、63～66、68～69-1、84、97、97-4、98、120～121-1 143-ア-10-1 148-イ-53 149-イ-39～40、44-1、93 153-ウ-13、16-1、16-2、22-1、27～30、45、46、53、 53-1、54-1 157-イ-6、9-2、15、33、34、37、43 160-イ-3、ウ-53 161-ウ-77 166-ア-14、15、54 171-イ-31、31-2、38、38-2、46-3 179-ア-37～39、41、イ-27 180-ア-78-1、87-1、88、91～94-4、100、101 181-エ-43-4、45～45-2、47、48-1、48-6～50、51 182-ア-92-1、92-3、イ-2～9-3、27-1、53-2～53-7、ウ-94 183-イ-42～44、51 189-ア-7、8、11、18、21、25、イ-58-1、59、61、63、 65、66、68、69、69-2、78 198-オ-4、ク-3、17、31、38、コ-7、11 199-イ-9、11、ウ-1-1、5、エ-15 203-カ-11-1、13、13-1、16 208-ク-4、10、10-2、11、15、コ-19、20 209-オ-15 211-エ-11-1、21、23、オ-1、66 212-シ-27、30、39 223-ウ-1、2、エ-17、20、オ-2、8、22 224-コ-1、4、6、サ-2、2-4 225-カ-22</p>	
	<p>[北郷地区] 1-ウ-3-3～10-1 2-エ-14-3 3-ア-4-1、6～13-2、14-1～15-1、16、16-2～25-2、25-5、 25-6、イ-1-1、3-1、10～12、13-2、13-4～13-6、22-1 4-ア-2-3、4-2、9-1、12、16、18-1～22、25-1、36～39、 44～49-1、51-1、55、57-3、58、61</p>	490.53

	<p>5-イ-4、4-1、ウ-1-1、2、2-2 6-ア-33、34、イ-15-1、20-1、21-3~23、ウ-1-2、1-4、 2-2、2-3、2-6~2-8、2-15、2-20、3-1、11、11-1、 11-10、11-14、13 10-ア-13、43、44、44-1、45、45-3、46、94~96-1 11-ア-17、34、34-3、36-5、95、ウ-30 12-ア-9、45、70、70-1、70-3、イ-38-2、38-5~41、64、 ウ-29-1、29-3、29-6 14-イ-31、31-1、31-3、31-5、31-7、32-1、32-3 15-イ-1、20-2、28、28-3、28-9、28-15、28-16、28-20、 28-21、30、31-3、エ-1、2~2-2、オ-38、39 16-イ-11~11-3、15、23~25-1、32~32-2、32-7、37、 ウ-9-6、10~11-1、14-14、エ-23-1~25-1、25-7、31、 ケ-11、コ-14-8、15、サ-1、1-2、1-4、1-5、3、3-2、 3-6~3-9、3-11~4-2 17-ア-6、9-2~9-9、10-1、10-2、11-2~11-5、11-7、 11-8、20-1、21~22-3、23、23-1、24-1~33-1、38-3、 38-4、42-1、42-2、イ-1-1~ウ-11-2、ウ-11-4、11-5、 13-1~15-4、16-1~16-6、18-2~18-4、25-1、25-3、 27~27-12、28-1~34、35-2~37-2、47-1、49-1~57-4、 57-7~57-9、61-1、62-1、63-1、67、67-1、74~74-2 18-イ-13-1、14 19-イ-8~10、エ-8-2、8-3、10~10-2、18-1~21-4、27 21-イ-1-2、2~4、5、6、7、8、9、11、17、20-1、 28~32、35、35-1、37~40、42~47、47-5~47-8、49、 51、56、56-1、ウ-2、8、9~10-1、11、12、13、15-3、 15-4、15-8、17、18、18-1、24、25、33、41 25-イ-29~31、35~36、ウ-2-1、3~3-2、7~7-2、 オ-1~2-1、カ-6、6-1、キ-1、2、20、21-1、21-3、 22-1、30~35、38~44-1、49~52、53、55、 56-4~57-5、59、60、60-3、61-1、62、68、68-1、76、 76-3、76-10、76-12、77、80、81-5、82、83、85、86、 88、91、92、94 26-エ-10 27-ア-1、5、11、11-1、14-3~16、17-1、20、27-2、 31、イ-3、4、5、6-2、15 28-ア-6-2、37-1、44、45-1、46~50、ウ-30、31、 32-2~36-2、48 29-ア-1-1、2-1、エ-10 30-イ-8、ウ-9-1、エ-14-1、15、16、17、オ-12、35-1、 38~40-1、カ-46-38、47-3 31-オ-13-1、13-3、16-1、18-1、34-1、カ-9、10、14 33-イ-33、33-1、36、36-2、37、37-1、38、ウ-1、4-2、 18、18-5、25 35-ア-1-12、13、エ-14、25、26 38-ア-9、ウ-2-1、20、23、24、26、28、31、37、40、41、 45、49、55、57、59-1、61 39-ウ-4、5 41-ア-1、3、5、5-1、6、9、11、14、16~17-1、23、30、 35、36、イ-19、21、27~28、30、ウ-1 42-ア-1~2、5、20、20-1、37、41~43-2、48、59、59-1、 60、69、81、92 44-ア-36 49-ア-29、31、32、37-2、57~62-1、65~68-3、71-1、 71-2、89、90、90-1、96、112-1~114</p>	
--	---	--

	50-ア-3、4、12、14、22～23、30、40～46、51～52、 66～69-1、73、74、78、79、106、イ-13 51-イ-69、70、101 53-イ-16、19、21-1	
	[南郷地区] 5-ア-43、48 6-ア-31、32-1、32-2、33-4、35-4 9-ウ-10、17-4、33、34-1、39-1、53～55 10-ウ-1、2-1、3、5、7-1、エ-58、オ-21～31-1、37～39、 44、47～49 11-ア-2-1～3-2、5、6、9～10-2、13、13-1、14-1、15-1、 16、19-1、20-2 14-ア-1、52、52-4～53-1 15-エ-1-1、7-1、7-4、7-5、9-2、9-3、12-2、15、 カ-2、キ-2～8 16-エ-16-2、17、22、26、28-1 18-エ-13、19、27、27-1、28-1、29、31～33-1、35-1、 36-1、37 19-ア-13、13-1、イ-5、7、11、ウ-12-5 20-イ-14、ウ-15 22-ウ-6 32-ウ-7、31-1、32 33-ア-1、1-3、イ-1～7、10～14-1 36-オ-1、3、5-1、6、8 37-ア-4、5、14、17 38-オ-12、40 39-キ-11、15、28、29-4、31、37、40-1、40-2 43-キ-3、3-1 44-オ-2-4～4、8～10 45-イ-19、19-1、22～26-1 46-カ-5、7 48-ウ-3 49-エ-73、74 56-カ-5-2、9～10-2、キ-6、7、10-6～10-10 57-ア-14 58-ア-38～39-1、エ-1～2-5、オ-10-1、13～14 59-イ-1、エ-1～13	209.47
	計	922.30

長伐期施業を推進すべき森林	[日南地区] 1-ア-1～イ-21 5-イ-1～11-1、17-3、17-6、20～36-4、44～オ-24、 99～カ-21-1 7-ア-47、50～53-1 8-ア-5～6、29-3、30-1、31-1、31-2、32-2、33-1、34-2 10-ア-1～9 12-ア-2～10、2、14～エ-10 13-ア-1～18、イ-3、3-1、14～28、ウ-7～25 15-ウ-6、6-1、7-1、8、10-1 16-ア-1～ウ-17 17-ア-1～5、38～52-2	1,219.36
---------------	---	----------

	<p>21-ア-18-1、21～23-4、42-1、42-2 23-ア-25、26、26-2～27-2、28-1、28-2 24-ア-11～12-3、80-1 25-ア-8、10-1 28-ア-1-1、34-1 29-ア-11～イ-4、96～103-1 30-ア-1～7、10～イ-54、57、57-1～76 31-ア-2～13 32-イ-1～ウ-6 37-ア-22～イ-1-1 38-ア-1～19 40-ア-35 43-ア-1～カ-73-1 44-ア-1～8、10～ウ-9、10～23、24～エ-13、14、15、 17～19、20～オ-44、カ-2～ケ-23、サ-1～38、39～シ-8、 9、10～13、14～24、25、26、27～42、セ-1～47-1 49-イ-1～51 51-ア-10～16、18 52-イ-30、41～85 53-ア-3～ウ-92 54-ア-1～イ-1、ウ-35～40-1 55-ア-1～8、ウ-7、7-1 56-ア-61～64-1、66～69 57-ア-1～4、11～21 58-ア-11～13、15、18～エ-1 59-エ-20～23、オ-59～62、65～68 60-イ-30-1 61-ア-5～6 63-ウ-52～58 64-ア-29-1、31、34、35-1、36～38、イ-1-1、2-1、30、 30-1、31-1 69-オ-26～27-1、28-1 70-イ-1-1～5、48、49、95、ウ-64～67、70、71、エ-3-1、 4、カ-12-2、ク-3、4、8、8-1 73-イ-18 77-ア-1～12 80-ウ-12-1、エ-1-2 81-エ-6-1 82-ク-81、81-1、82、83-1、83-3、84 83-ア-64-1、64-3、64-4、イ-7-1、37-3、41、41-1、 ウ-8～10、20、21～40、41-1、41-2、42-1、46-1～50 86-カ-1-1、1-2、2-1 87-イ-8-1 88-ア-33-1、33-1、34～37-2 90-ウ-13-2、エ-1-1、オ-1-2、1-3、2-1、2-3、2-4、10-1、 10-2、15-1、17-1、カ-2、キ-5～5-2、8～8-2、19-2、 ク-6-3、11-2 94-キ-2-1、2-1、10-1、11、ク-1-2、2、20～20-2、 21～23、24-1、24-2、26、27-1、28-1、29 98-イ-12-2～16-1、17、19、19-1、ウ-3、3-1、6、6-1、 7-2、8-1、9-1～10-1、11-1～12-3、13-1、14、15-1、 16、18、19 99-ア-17～19-1、42 101-イ-15-1、38-1、41、41-1 102-ウ-21～22-3、24-3、25-1、26-1、28、42-3</p>	
--	--	--

	<p>103-ウ-3、5～10-2、16、16-3～19、25-1、26-2 106-イ-8～17 107-エ-52、53、58、オ-80 109-ア-6-1、6-2、イ-8-2～11 110-イ-3、4、15、17、18、22 113-ア-29～34 114-テ-1-3、1-4 116-エ-7-1、8-1、9-2、13-2、36-1、37、オ-44、44-2 122-エ-31、32、32-1、46、キ-2-4、3、10 125-エ-38、39-1、43、44 127-ウ-21-1、エ-68～79、79-2、80、81、81-2～86-1、 88～93、95～96-1 128-ア-3-2、11-1～13、15-2、17、18、20、20-2、21-1、 21-2、25-1、34-1、34-2、55、64、67-1～69、71～73、 80-2 136-ア-1～ケ-3-6 137-ア-1～ウ-21 138-ア-1、2-1～3、4-2～7、8-1～9、11、12、12-2、 13～ウ-3-1、10～14-4 155-ア-1～ウ-4、オ-6-1、コ-1～チ-3 158-エ-21、22、23、23-2、23-3、26-1～29、オ-6-2、8 161-ア-35-1 162-ア-114、115、115-2、116-2～121 165-ア-12、13-1、15、16、33、35-2、38-1～38-2、 40～42、イ-1-2、31～36 166-イ-75-1 167-ア-1-1～2-1、3-1、4 169-イ-30～35、42、42-1～82 173-イ-20、22、31 177-ウ-1-1、5～6-2、8、10、14-1、14-4、21、22、29、 29-1、38 178-エ-60～61-1 182-ウ-1、2-1～2-3、54、エ-44-1 183-イ-12-1、24-1、エ-4、4-1、4-4、4-5 185-シ-1～1-2、4 207-エ-9-1 208-イ-10、11、ウ-4、5 211-エ-8、8-1、11-1、14～15、16、カ-35 213-イ-4、6、7、11、12、15 218-シ-1～4-1、タ-1～チ-10、12、14、15 222-ウ-14、ク-31～34、36 224-ア-4-1、5、6-1 225-ア-2、3～5-1、7、イ-7-2 226-オ-47-1、48-1、カ-28-1、31-1</p>	
	<p>[北郷地区] 1-ア-12-1、13、14、15、16～16-2、16-5～18 3-イ-14、14-1、ウ-1～20 4-イ-3～18-1、24、24-1、エ-8、オ-4-3、6-3、8 8-エ-7-2、8、12-3、14、15～18、オ-14～16-2 13-ウ-1～5、エ-4-1、4-11、4-12、15～15-2、26、68 14-ア-2-1、2-2、16、16-1、イ-6、6-1、6-3～6-9、15-1 15-イ-12、13～15 19-ウ-2-1、エ-6、6-1、23、オ-7-3 21-イ-1、1-1、1-3</p>	<p>295.78</p>

	<p>22-ア-2、6-1、11～11-6、12-2、17～18、イ-14-2、14-3、 32～37-1、ウ-10 23-ア-12-1、13-1、14 24-ア-3-4、3-10、キ-7、8、8-2、9 26-イ-4-1～4-4、ウ-4 28-ア-1-3、2、4-1～5-4、6-4～8、9-1、13-4、13-7 31-ア-3-1、5～5-6、6-2～8-1、10～11-2、11-5～16-2、 17-1～32-1、イ-4～6、8-1～14-2、17～18、ウ-4、 5-1、オ-9-1、11-2、13-4、16、17 33-ア-5-1、5-2、23、30-3、34～36-2、イ-10-13、29-2、 ウ-1-1、3、3-1、4-1 37-ア-1、5～6、29、31、イ-7、8-1、11、13、16～19 38-イ-10、11、14-1、28-1、28-2、32、34、35-1、37-3 39-ウ-18、35、35-1、38 40-ア-2、3、5-1、イ-7-1～8-2、10、11-1、11-2 43-ア-15～15-6 47-ア-24～24-2 48-イ-3～7 49-ア-27～27-2、34～35-1 50-イ-4、4-1、ウ-25 51-ア-3～4-1、8～10-1、イ-23～24-2、37、37-1 52-ア-70～77、77-2、79、83～88、102～105 54-ア-21～25、28～32、35～36</p>	
	<p>[南郷地区] 1-ア-58、イ-1～2、3-1～ウ-4、5～22 2-ア-2～イ-3、4～エ-26、26-5～32、33～オ-1 3-エ-6-1、11-1、11-3～12、34-2 8-イ-1～1-4、2-3、2-7、2-8、22、23-1、ウ-10-1、10-3、 10-4、10-7、10-9、10-11、11、17～19、21-1、 エ-22～25-1 9-ア-26-1、33-1、33-3、34-1、35-1、38-1 12-ア-28-1、28-2、28-4～28-7、28-9～28-11、35、36、 36-1 13-ア-1-1、4、5～6-2、29-1 15-ウ-21、21-1、21-4、22～25、エ-29-4、30、30-1、 31-1、32-1 16-キ-3、3-4、3-5、3-10、21-4 18-エ-4-1、16～16-2、34～34-4 21-エ-4-1、10～12、13、13-1、オ-1-2、3-1、4、6、7-1 22-ウ-3-2、26～27、42～42-2、エ-1、3、4～6、17-1、 30-1、32、33、35-1、35-3～36、38 23-ク-33～34-1 24-ア-1～オ-2、3-3～サ-51-1 25-ア-1～イ-9、10～オ-41 26-ア-1～オ-25-1 27-ア-1～カ-32-1、33～サ-2 28-カ-1～キ-1-3、1-7、2-1、14-2、16-1、17、ク-2-3、3、 4、4-2、5-1、5-7、16-1、17 32-ウ-19-1、22 33-オ-20-2、21、22-1、23 36-エ-2-1、3～4-1、6-2、6-4、6-5、10-2～13、35、37-2、 37-3、46、オ-41～42-3 37-ウ-7-1、カ-18、キ-18、ク-2、9、10～18-1 39-イ-3、3-1、13、14、ク-7、ケ-4、4-1</p>	449.41

		42-カ-3～3-2 45-ウ-13-1、オ-31、32、38～41 49-イ-1～6、13-1、16、30、30-1、32-1、45-1、48、64、 64-2 55-エ-15～16-1、17-5、17-6 56-オ-9 57-イ-2、4～9	
		計	1,964.55
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)		0
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		0

3 その他必要な事項

なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の働きかけを行うこととする。森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林GISを活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業の受託等に必要森林所有者情報等は、個人情報の保護の十分に配慮しながら、意欲ある施業プランナー等に提供することとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営能力を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については宮崎県が登録した「ひなたのチカラ林業経営者」に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市による森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小流域を単位とした森林の集団化が可能な地域にあつては、森林施業プランナーを核として市、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、適切な森林整備を推進するため、法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林GISを活用した境界の確認など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の森林所有者の多くは5ha未満の小規模所有者であり、かつ高齢の森林所有者が多く、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

このため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的整備を図るとともに、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を推進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業協定の共同作成者全員により各年度当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施することとする。

作業路網その他の施設の維持運営は共同により実施することとする。

共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすることとする。

共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要な事項

なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

木材の搬出を伴う間伐の実施や多用な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するものとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備するものとする。

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16以上	44以上	60以上 <50>
	架線系作業システム	16以上	4以上	20以上 <15>
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

注1 急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、傾斜、地形、地質、森林の生育状況や自然条件、森林の所有形態、事業体の規模、木材加工体制などの社会条件を踏まえ、森林経営計画で定めることとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

林道等路網の開設については、国が定める「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は、「林業専用道作設指針」（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）等に則り開設することとする。

なお、国・県道と連絡し、森林と地域内集落及び市場とを結ぶなど路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮等に見合った規格・構造となるよう配慮することとする。

② 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとする。

単位 延長:km 面積:ha

開設・拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	前半5 ヶ年の 計画箇 所	対図番 号	備考
					延長	箇所				
開設	自動車道		日南市	築池	1.4		33	○	5006	
				黒山・小布瀬	3.4		1,693		24000	
				桑ノ木	2.2		71		4010	
				林業専用道 吉野方1	1.0		30	○	24001	
				林業専用道 吉野方2	0.5		30	○	24002	
				林業専用道 日南1	5.0		300	○	24003	
				林業専用道 日南2	6.0		300	○	24004	
開設計			7路線	19.5						
拡張	自動車道		日南市	河原田		2	76		4013	改良
				元野		1	98		3002	改良
				荒平	1.5		84		4012	舗装
				築池		2	44		5006	改良
				中の谷		2	38		4006	改良
				鍋山	0.8		241		4025	舗装
				葛籠八重	1.3	3	48		4002	舗装・改良
				宿之河内	0.6		85		4018	舗装
				溜水	1.2	8	49		4099	舗装・改良
				平鈴	2.5		68		5040	舗装
				桑ノ木	8.1	1	71		4010	舗装・改良
				鶴戸ノ谷	2.0		47		5039	舗装
				鶴戸	2.0	2	45		3023	舗装・改良
				大久保	0.6	1	40		5001	舗装・改良
				尾羅河内		1	61		3013	改良
				花立猪八重	1.4	3	107		5038	舗装・改良
				倉迫		1	113		4045	改良
				折生田		1	68		4041	改良
				引猿		1	40		5040	改良
				恵良迫		2	127		4043	改良
				山仮屋	3.0		67		4112	舗装
				菖蒲迫		1	117		4044	改良
				岸之河内		3	48		4050	改良
				霧島	1.5		35		4074	舗装
				松永		1	150		3001	改良
				神田		1	54		3006	改良
				小吹毛井		1	107		3007	改良
				永瀬		1	62		4017	改良
				時任		1	56		4004	改良
				瀬戸		1	41		4016	改良
				坂元		1	66		5005	改良
拡張計			31 路線	26.5	42					

③ 基幹路網の維持管理に関する事項

国が定める「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月2日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持・管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

これまでも本市では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施業を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところである。

今後も、国が定める「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本とし、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）等に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し整備を推進することとする。

② 細部路網の維持管理に関する事項

国が定める「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）や宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適切に維持・管理するものとする。

4 その他必要な事項

なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分は経営規模が5ha未満の小規模所有者であり、また、保育対象年齢級の森林が多いことから、林業経営の採算性を維持することは困難である場合が多い。

従って、森林の施業又は経営の長期委託や、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成及び確保方策は次のとおりとする。

(1) 林業従事者の養成・確保

就業相談会の開催や就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による新規就業者の確保や、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーターの養成研修の実施など段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れの検討等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水

準の確保に向けて取り組むとともに、現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による労働環境の改善を図る。

また、林業研究グループ等の先導的活動への支援や経営・技術等に関する研修の実施等により、経営感覚に優れた地域の次の世代を担う林業後継者の育成に努めるものとする。

(2) 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進するものとする。

また、森林組合と林業事業体の事業連携や林業事業体の法人化・協業化の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林は、主伐期を迎える人工林が急速に増大している。また、林業従事者の減少及び高齢化が続く中、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることが必要となっており、林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることは重要な課題である。

なお、高性能林業機械の使用にあたっては、特に林地の保全に留意するとともに、宮崎県が作成した「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）及び「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」等を参考にすることとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒 造 材 集 材	広渡川流域 (緩傾斜)	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ、フォワーダ
	広渡川流域 (急傾斜)	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ、フォワーダ
造 林 保 育 等	地ごしらえ 下刈り	チェーンソー、刈り払い機	チェーンソー、刈り払い機
	除伐 間伐	チェーンソー、刈り払い機	チェーンソー、刈り払い機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 本市の素材は、南那珂森林組合や素材生産業者を中心に、主に地元の原木市場及び大型製材工場に出荷されているが、素材の価格は低迷しており、零細規模の林業経営を圧迫している。このようなことから、素材生産から加工までの一貫した流通加工体制を整備して、木材需要の拡大を推進することとする。

また、油津港からの原木の輸出に積極的に取り組むこととする。

特用林産物として、しいたけやつわぶき等が生産されているが、生産の拡大、品質の向上等を図り、農協等と連携して販路の拡大や流通体制の合理化を推進することとする。

また、自然食品指向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

(2) 木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次のとおりとする。

○林産物（特用林産物）の生産・加工・流通・販売施設の整備計画
該当なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表 3 に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次の①又は②に掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、対象鳥獣がニホンジカの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うものとする。

なお、①に掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

① 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

② 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
ニホンジカ	【日南市域】 87、88、89、98、99	日南市
	【北郷町域】 3、4、5、11、15	533.39ha 北郷町
	【南郷町域】 15、16、17、44、45、46、47、48、50、 52、53	536.81ha 南郷町
		792.04ha 計 1,862.24ha

2 その他必要な事項

鳥獣害防止区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う事業者や森林所有者等から情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めるものとする。

第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

保安林等公益的機能の高い森林について重点的に森林の巡視を実施し、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、海岸などのマツの多い地域にあつては被害抑制のための健全な松林の整備と松枯れの防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動の一層の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

また、ヤシオオオサゾウムシによるフェニックス等の被害については、予防の周知や、観光資源として重要な箇所等において、薬剤等による駆除を行うとともに、新たに発生する森林病虫害の情報収集や駆除方法の情報提供に努めるものとする。

(2) その他

国・県の駆除及び予防の支援措置の活用を図ることとする。

2 鳥獣害対策の方法

サル、イノシシ、シカ等の鳥獣害については、農作物への被害が発生しているものの森林への被害は確認されていないため、森林への被害が発生した際に被害防止対策を講じることとする。

また、林業採算性の低い森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事防止パレード等による市民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「日南市火入れに関する条例」に基づき申請し、条例順守のもと適切に実施することとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分は、風害、病虫害等の被害を受けているもの又は老齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易なものについて、市長が個別に判断し伐採を促進することとする。

また、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等についても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

(2) その他

森林所有者等による、日常の巡視等を通じて、森林の保護、管理等に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

次に掲げる森林について、森林浴・自然観察キャンプ等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

区域名	森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備考	
	位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林		その他
瀬田尾地区	吉野方	98-イ-13~16-1、 17、19、ウ-3、 3-1、6-1、12、 12-1、16、18、19 99-ア-17~18-2、42	43.82	43.15	0.67				
	小計		43.82	43.15	0.67				
猪崎鼻地区	大堂津	138-ア-1、2-1~3、 6、7、8-1~9、 11、12、12-2、 13、13-1 218-チ-12、14、15	13.09	1.45	11.30	0.34			
	小計		13.09	1.45	11.30	0.34			
権現谷の森	権現谷	3-イ-9-1~15-4、 ウ-1~8-2、 10~20 4-イ-10~14-2、 17-2、18、 20~22、 エ-8~22-1	104.24	52.75	51.05	0.44			
	小計		104.24	52.75	51.05	0.44			
蜂之巣公園	蜂之巣	8-オ-14-2~16-2 31-ア-1~3-1、 5~5-6、7~13-3、 16-1、17-1~18、 32、32-1、 イ-4~6、 8-1~12、17~18、 ウ-4、5-1 54-ア-21~25、 29~32、35~36	74.85	16.87	57.85	0.08		0.05	
	小計		74.85	16.87	57.85	0.08		0.05	
合計			236.00	114.22	120.87	0.86		0.05	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、カエデ等からなる森林を維持し、又はその状態に誘導することを旨として次に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

施業区分	施 業 の 方 法
造林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 択伐を行った林分については、必要に応じて植栽等の更新補助作業を行う。 ・ 複層林の植栽に当たっては、林内照度との関係からスギ、ヒノキ等を主体とするが、場所によっては、サクラ・ケヤキ等の広葉樹の導入を図る。 ・ 皆伐林分については、原則として伐採後2年以内に更新を完了する。 ・ ぼう芽更新を行う林分については、必要に応じて芽かき等を行い、後継樹の速やかな育成を図る。
保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複層林及び植え込みを行った林分については、植栽木の育成を図るため下刈、つる切り及び除伐等の保育を適切に行う。なお、複層林については、適切な照度を確保するため上木の枝打ち等を積極的に行う。 ・ 施設周辺で林木と身近に利用する箇所については、開放的で親しみやすい印象を与える必要があり、森林内の明るさを維持するよう、強度の除間伐、枝打ち、林床の整理を積極的に行う。
伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健機能森林については、施設の設置にともなう水源涵養^{かん}、国土保全等の機能低下を補完し、森林の保健機能を一層増進させるため、原則として皆伐以外の方法とする。 ・ 択伐に当たっては、伐採木が形質良好な優良木に偏らないこととし、多様な樹種、林齢からなる森林に誘導するよう配慮することとする。なお、この場合において、カエデ・サクラ等の四季の色調に影響を与える樹木は積極的に保残に努める。 ・ 複層林施業を行う林分については、適切な林内照度を確保するため、必要に応じて受光伐を行う。 ・ 皆伐に当たっては、原則として標準伐期齢以上の林分を対象に、極力小面積とし、かつ、伐採箇所の分散を図るとともに、四季の色調に影響を与える樹木は積極的に保残に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等により、伐採齢、伐採方法について制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

保健機能森林区域内においては、次に示すところに従い、適正な施設の整備を推進するものとする。

(1) 森林保健施設の整備

	施 設 の 整 備
猪崎鼻地区	<p>整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設</p> <p>① 施設のタイプ スポーツ若しくはレクリエーション施設を主体に一部休養施設を設ける。</p> <p>② 主な施設の種類 フィールドアスレチック、オートキャンプ場、展望台、遊歩道、休憩舎、トイレ、駐車場その他必要な施設</p>

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ、ヒノキ、その他針葉樹	20	
広葉樹	18	

4 その他必要な事項

- 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保護及び施設の維持管理並びにその体制の確立を図る。
- 利用者の防火意識の啓発等によって、山火事の未然防止に努める。
- 林道等を利用する場合は、安全施設の設置等利用者の安全確保に努める。
- 山地災害の未然防止等の国土保全を図るため、必要に応じて治山施設等の整備に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導を行うものとする。

- ① IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ③ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ IIIの森林の保護に関する事項

森林経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を下表のとおり設定する。

区域名	林班名	区域面積(ha)
伊比井区域	1～16	695.89
富士区域	17～37	1,003.10
宮浦・鵜戸区域	38～50	1,023.62
大浦・風田区域	51～66	982.00
東郷区域	67～84	1,029.95
飲肥区域	85～98	1,157.91
吉野方区域	99～114	1,321.67
楠原・吾田区域	115～130	871.26
油津・隈谷区域	131～155	1,318.50
酒谷下区域	156～170、173、176	1,571.88
酒谷上区域	171、172、174、175、177～184	1,119.67
細田区域	185～218	1,664.26
大窪区域	219～235	1,024.48
北郷東部区域	1～8、31～54	1,979.39
北郷西部区域	9～30	2,168.96
南郷南部区域	1～25、28、29	1,717.61
南郷大島区域	26、27	178.96
南郷北部区域	30～59	1,697.02

2 生活環境の整備に関する事項

森林資源の多面的な活用には、林道網をはじめとした林業基盤の整備は欠かすことが出来ない。また、森林整備を行う担い手の定住促進を図るためには、生活環境を整備する必要がある。

そこで各種制度事業を有効に活用し、生活道も兼ねた集落林道の改良により林業基盤整備を行う。配水整備、防災安全施設等の整備を行い、若年層の定住促進や山村と都市との交流を活発にし、魅力ある山村づくりを目指すこととする。

大堂津地区の猪崎鼻周辺はキャンプ場等があり、今後観光スポットとして、また市民の憩いの場として整備が期待されていることから、広葉樹の植栽、遊歩道の整備を推進することとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市では、歴史ある地域資源である「飢肥杉」を活用した各種施策を推進する。本市の再生を図るため、官民一体となって「飢肥杉」の利用促進をはじめ「飢肥杉」を生かした地域活性に取り組むこととする。

また、間伐材等の有効利用を推進することで、木質バイオマス燃料の安定的な供給システムを構築し、林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

日南市北郷町は森林セラピー基地に認定され、山村振興策として、森林の癒し機能を活用した地域振興等に取り組み、森林セラピーツアー等を開催し森林の総合利用の推進を図ることとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

自然の大切さと林業に対する興味・関心を持ってもらうために、飢肥杉を使った木工品作りや枝打ち、植樹等の体験型イベント等を行い、森林づくりへの直接参加を推進することとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

酒谷川は、本市の水源として重要な役割を果たしている。また、森林の栄養分を日向灘に注ぎ込み豊かな漁場を作っている。このようなことから分収造林契約を利用した漁業組合員による「漁民の森」や労働組合による「連合の森」等、これらの取組みを広く周知し、下流の地域住民・団体等へ森林づくりへの参加を促していくこととする。

また、広渡川や瀧上川は、本市の貴重な水源として重要な役割を果たしている。このようなことから下流の地域住民・団体等へ水源としての重要性を啓発するとともに、分収造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらうように働きかけることとする。

(3) その他

県内外の企業を中心に、森林づくりへ直接参加しようとする機運が近年高まってきている。本市においては、このような要請に応えるため、森林作業実施場所についての斡旋等の依頼があった場合は、積極的に協力することとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
			計画なし

現在行っている意向調査の結果から、日南市森林経営管理制度実施方針に基づき事業検討を行う。

7 その他必要な事項

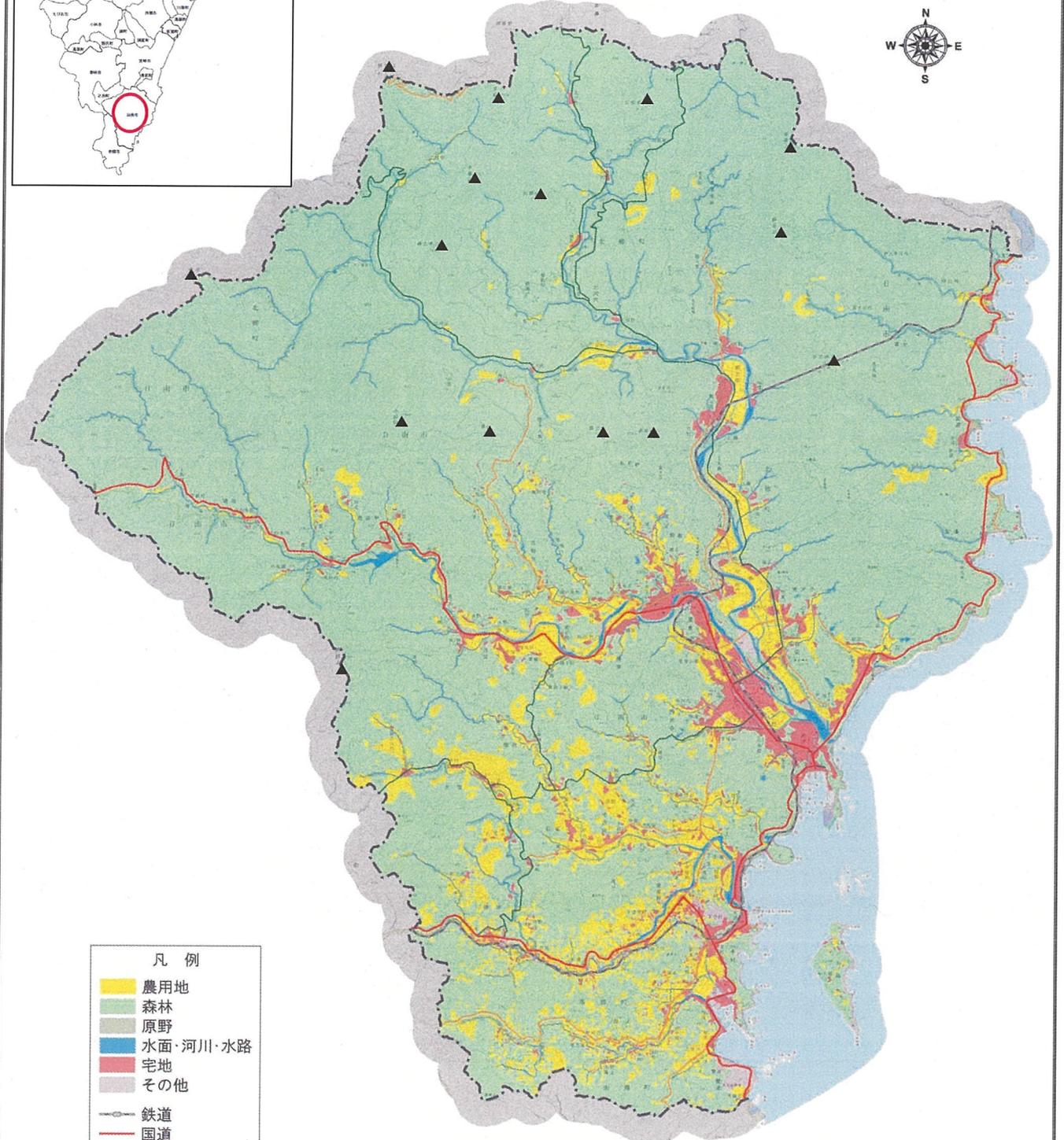
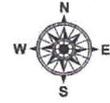
森林組合、林業研究グループ、林業普及職員、森林所有者、森林管理署等の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓発活動に努めるとともに、市全体の発展方向に十分留意しつつ、国、県等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等の積極的活用により、適切な森林整備の推進を図ることとする。

また、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った森林施業を行うこととする。

さらに本市は、国有林の占める割合が高く、従来から国有林野を活用した分収造林に取り組んできているところである。今後とも地域林業の育成を図るため、国有林野の分収造林を推進することとする。

資 料

日南市位置図

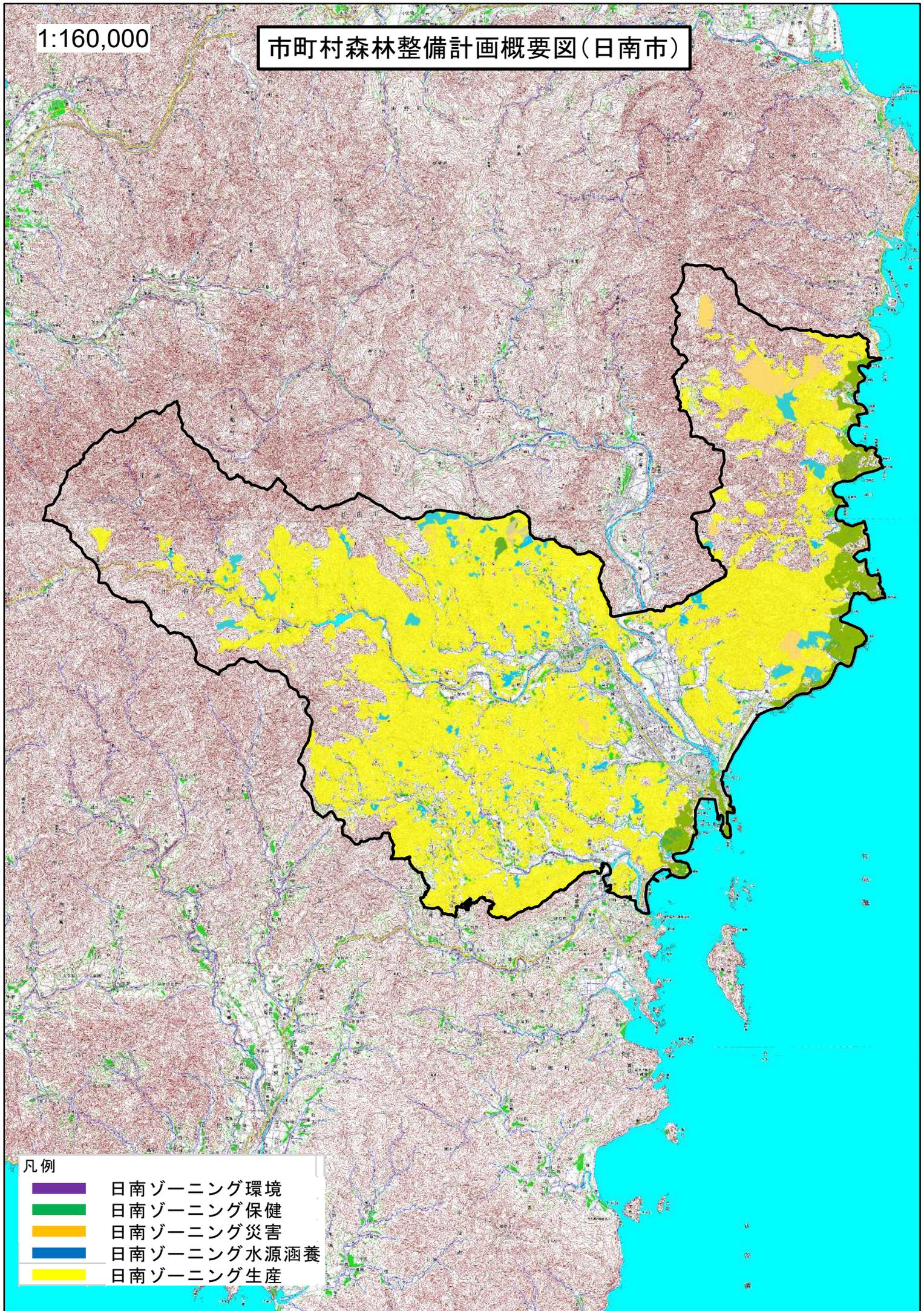


- 凡例
- 農用地
 - 森林
 - 原野
 - 水面・河川・水路
 - 宅地
 - その他
 - 鉄道
 - 国道
 - 主要地方道
 - 県道

▲ 山岳

1:160,000

市町村森林整備計画概要図(日南市)

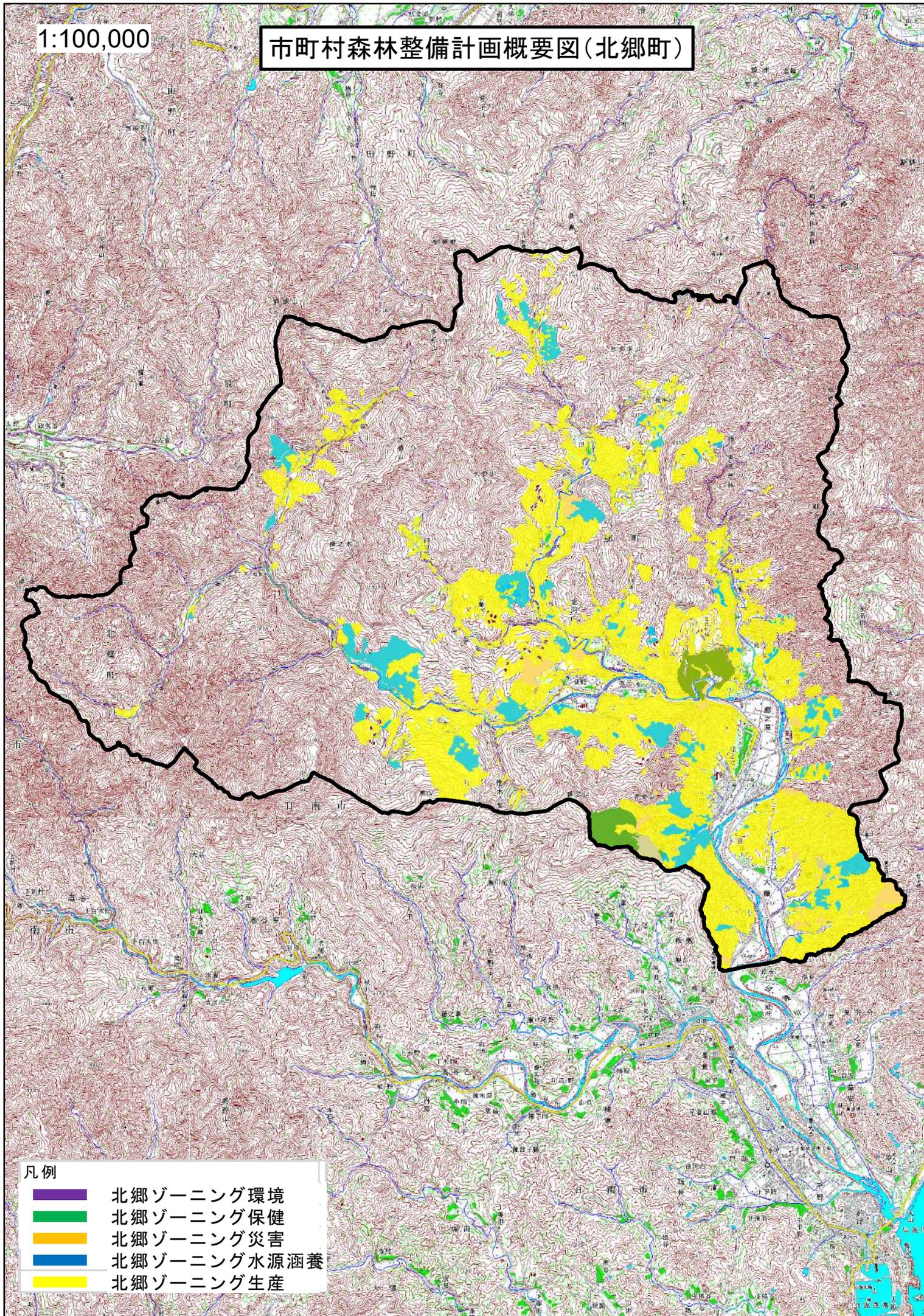


凡例

- 日南ゾーニング環境
- 日南ゾーニング保健
- 日南ゾーニング災害
- 日南ゾーニング水源涵養
- 日南ゾーニング生産

1:100,000

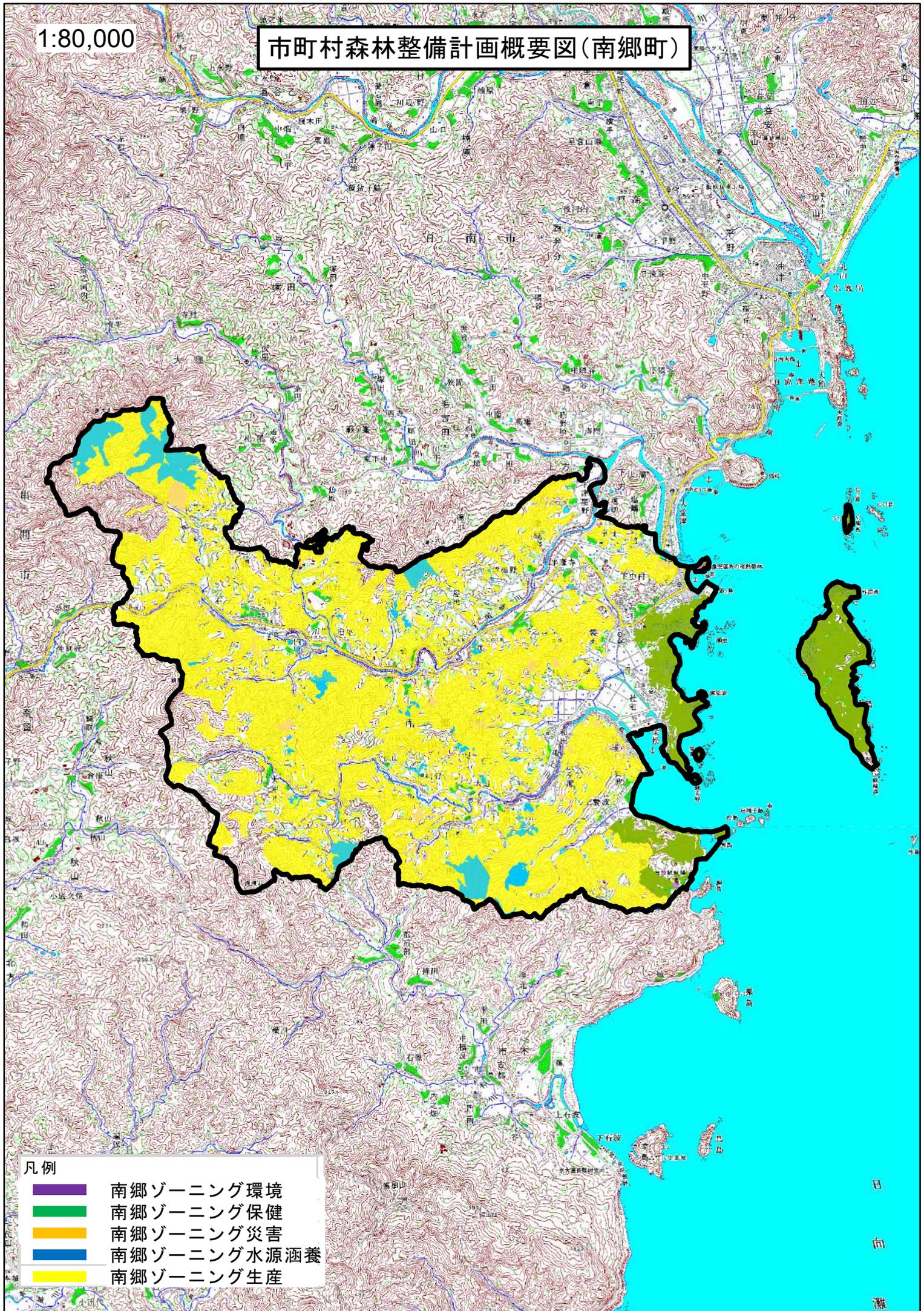
市町村森林整備計画概要図(北郷町)



- 凡例
- 北郷ゾーニング環境
 - 北郷ゾーニング保健
 - 北郷ゾーニング災害
 - 北郷ゾーニング水源涵養
 - 北郷ゾーニング生産

1:80,000

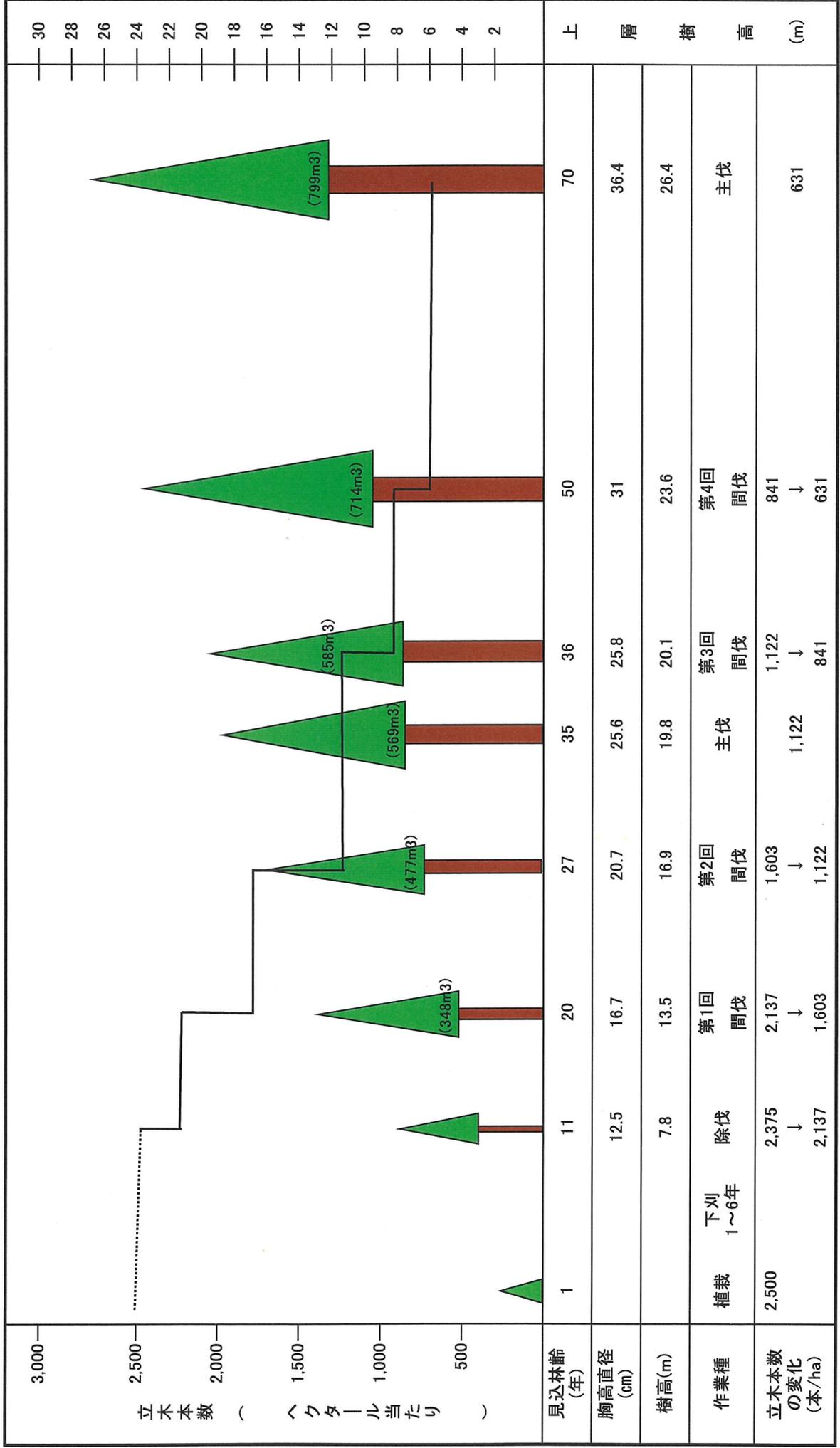
市町村森林整備計画概要図(南郷町)



- 凡例
- 南郷ゾーニング環境
 - 南郷ゾーニング保健
 - 南郷ゾーニング災害
 - 南郷ゾーニング水源涵養
 - 南郷ゾーニング生産

日
向
灘

スギ育林体系図
(35年伐期・70年伐期)



注) ()内の数字は、ha当たりの立木材積

資料:南那珂農林振興局

(1)人口及び就業構造
①年齢層別人口動態

区分	年次	総数				0～14歳			15～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
実数 (人)	平成17年	60,912	28,379	32,533	7,957	4,123	3,834	35,621	17,370	18,251	17,334	6,886	10,448	
	平成22年	57,661	27,044	30,617	6,973	3,593	3,380	32,786	16,231	16,555	17,902	7,220	10,682	
	平成27年	54,026	25,334	28,692	6,376	3,220	3,156	28,766	14,270	14,496	18,884	7,844	11,040	
	令和2年	50,746	23,853	26,893	5,974	3,051	2,923	25,172	12,546	12,626	19,600	8,256	11,344	
構成比 (%)	平成17年	100.0	46.5	53.5	13.0	6.7	6.3	58.5	28.5	30.0	28.5	11.3	17.2	
	平成22年	100.0	46.9	53.1	12.1	6.2	5.9	56.9	28.2	28.7	31.0	12.5	18.5	
	平成27年	100.0	46.8	53.2	11.8	5.9	5.9	53.2	26.4	26.8	35.0	14.5	20.5	
	令和2年	100.0	46.9	53.1	11.8	6.0	5.8	49.6	24.7	24.9	38.6	16.2	22.4	

(資料:国勢調査)

宮崎県天然更新完了基準

改正 平成 24 年 2 月

平成 19 年 10 月

1 目的

天然力を活用した更新の完了を判断する基準を作成し、地域森林計画等に規定する適切な更新を図ることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象となる森林は、更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆性樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木となりうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）を対象とする。（別紙「宮崎県天然更新完了基準 主要更新対象樹種一覧表」参照。）

なお、タケ類が優先する箇所は、竹林として取り扱う。

4 天然更新完了の基準

(1) 更新対象地において、概ね均等に、樹高 0.5m 以上の更新対象樹種が ha 当たり約 3,000 本以上（立木度 3 以上）生育していること。

なお、ぼう芽により一株当たり 3 本以上発生した更新対象樹種については、3 本として計上する。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分本数}}{\text{当該林分の林齢に対応する期待成立本数}} \quad (\text{十分率})$$

※期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。

(2) (1)の条件を満たさない場合は、補植等を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) (1)の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合や作業路の開設等の影響により土砂流出や林地の荒廃が見られる場合は、速やかに防除対策又は土砂流出防止対策等、適切な対策を実施する。

5 更新調査の方法

(1) 調査の時期

更新調査は、伐採後おおむね 4 年を経過した時点で実施する。

(2) 調査方法

調査の方法は、原則として標準地調査とする。ただし、現地の状況から明らかに更新完了の確認ができる場合は目視とすることができる。

(3) 標準地調査プロットの設定

調査プロットは、植生の繁茂状況及び地形等を勘案し標準的な箇所を選定することとし、調査プロット数は次のとおりとする。

- ① 対象地が1 ha 未満の場合は、1 箇所以上
- ② 対象地が1 ha 以上～5 ha 未満の場合は、2 箇所以上
- ③ 対象地が5 ha 以上～10ha 未満の場合は、3 箇所以上
- ④ 対象地が10ha 以上の場合は、10ha から5 ha 増すごとに4 箇所に1 を加算した箇所以上

(4) 標準地調査プロットの大きさ

1プロットは25 m²とし、5 m×5 mの方形又は半径2.8mの円形で設定する。

(5) 添付書類

調査箇所毎に、野帳（目視の場合は除く。）及び全景、近景の写真を各1部ずつ添付する。

(6) その他

補植以外の更新補助作業を実施した場合は、一定の経過観察期間において、再度、天然更新完了を判断する調査を実施すること。

6 その他

今後、天然更新の状況調査を踏まえ、必要に応じて当該基準の見直しを検討する。

【別紙】

樹種名	科名	樹高別	常緑/落葉	先駆種	備考	樹種名	科名	樹高別	常緑/落葉	先駆種	備考
ア オオギリ	アオギリ	高木	落葉	○		シ シオジ	モクセイ	高木	落葉		*
アオダモ	モクセイ	高木	落葉		*	シナノガキ	カキノキ	高木	落葉		*
アオハダ	モチノキ	高木	常緑			シナノキ	シナノキ	高木	常緑		
アカガシ	フナ	高木	常緑		*	シュロ	ヤシ	高木	常緑		
アカシデ	カバノキ	高木	常緑		*	シラカシ	フナ	高木	常緑		*
アカマツ	マツ	高木	常緑	○		シリブカガシ	フナ	高木	常緑		*
アカメガシワ	トウダイグサ	高木	落葉	○	*	シロダモ	クスノキ	高木	常緑		*
アカメヤナギ	ヤナギ	高木	落葉		*	スギ	スギ	高木	常緑		*
アキニレ	ニレ	高木	落葉		*	スダジイ	フナ	高木	常緑		*
アサガラ	エゴノキ	高木	落葉		*	セندان	セندان	高木	常緑		*
アサダ	カバノキ	高木	常緑		*	タブノキ	クスノキ	高木	常緑		*
アズキナシ	バラ	高木	落葉		*	タマミズキ	モチノキ	高木	落葉		*
アスナロ(ヒバ)	ヒノキ	高木	常緑		*	タラヨノキ	モチノキ	高木	常緑		*
アベマキ	フナ	高木	常緑		*	チシャノキ	ムラサキ	高木	常緑		*
アラカシ	フナ	高木	常緑		*	チドリノキ	カエデ	高木	常緑		*
アワブキ	アワブキ	高木	常緑			ツガ	マツ	高木	常緑		
イイギリ	イイギリ	高木	常緑	○		ツクバネガシ	フナ	高木	常緑		*
イヌノキ	マンサク	高木	常緑			トチノキ	トチノキ	高木	常緑		
イタヤカエデ	カエデ	高木	落葉		*	ナギ	マキ	高木	常緑		
イチイ	イチイ	高木	常緑			ナタオレノキ	モクセイ	高木	常緑		*
イチイガシ	フナ	高木	常緑		*	ナツツバキ	ツバキ	高木	常緑		*
イチヨウ	イチヨウ	高木	落葉		*	ナナカマド	バラ	高木	落葉		*
イヌエンジュ	マメ	高木	常緑		*	ナナミノキ	モチノキ	高木	常緑		*
イヌガシ	クスノキ	高木	常緑		*	ナラガシワ	フナ	高木	落葉		*
イヌガヤ	イチイ	高木	常緑		*	ナンキンハゼ	トウダイグサ	高木	常緑		○
イヌザクラ	バラ	高木	常緑		*	ニガキ	ニガキ	高木	落葉		*
イヌシデ	カバノキ	高木	常緑		*	ニワウルシ	ニガキ	高木	常緑		*
イヌフナ	フナ	高木	常緑		*	ネコノチチ	クロウメモドキ	高木	常緑		*
イヌマキ	マキ	高木	常緑		*	ネムノキ	マメ	高木	常緑		○
イロハミミジ	カエデ	高木	常緑		*	ノグルミ	クルミ	高木	常緑		○
ウバメガシ	フナ	高木	常緑		*	ハクウンボク	エゴノキ	高木	常緑		*
ウラジロガシ	フナ	高木	常緑		*	バクチノキ	バラ	高木	常緑		*
ウラジロノキ	バラ	高木	常緑		*	バクノキ	ウルシ	高木	常緑		○
ウリハダカエデ	カエデ	高木	落葉		*	ハナガガシ	フナ	高木	常緑		*
ウワミズザクラ	バラ	高木	常緑		*	ハネミイヌエンジュ	マメ	高木	常緑		*
エゾエノキ	ニレ	高木	落葉	○	*	ハマセندان	ミカン	高木	常緑		*
エドヒガン	バラ	高木	落葉		*	ハマビワ	クスノキ	高木	常緑		*
エノキ	ニレ	高木	常緑		*	ハリエンジュ	マメ	高木	常緑		○
オオバアサガラ	エゴノキ	高木	落葉		*	ハリギリ	ウコギ	高木	常緑		*
オオモミジ	カエデ	高木	常緑		*	バリバリノキ	クスノキ	高木	常緑		*
オガタマノキ	モクレン	高木	常緑		*	ハリモミ	マツ	高木	常緑		*
オニグルミ	クルミ	高木	常緑		*	ハルニレ	ニレ	高木	常緑		*
カキノキ	カキノキ	高木	常緑		*	ハンノキ	カバノキ	高木	常緑		*
カゴノキ	クスノキ	高木	常緑		*	ヒノキ	ヒノキ	高木	常緑		*
カヅカエデ	カエデ	高木	常緑		*	ヒメジャラ	ツバキ	高木	常緑		*
カヅノキ	クワ	高木	落葉		*	ヒメユズリハ	ユズリハ	高木	常緑		*
カシワ	フナ	高木	常緑		*	フサザクラ	フサザクラ	高木	常緑		*
カツラ	カツラ	高木	常緑		*	フナ	フナ	高木	常緑		*
カナクギノキ	クスノキ	高木	常緑		*	ヘラノキ	シナノキ	高木	常緑		*
カヤ	イチイ	高木	常緑		*	ホオノキ	モクレン	高木	常緑		*
カラスザンショウ	ミカン	高木	落葉	○	*	ホソバタフ	クスノキ	高木	常緑		*
キハダ	ミカン	高木	常緑		*	ホルトノキ	ホルトノキ	高木	常緑		*
キリ	ノウゼンカズラ	高木	落葉		*	マテバシイ	フナ	高木	常緑		*
クスノキ	クスノキ	高木	常緑		*	マルバアオダモ	モクセイ	高木	常緑		*
クスギ	フナ	高木	常緑		*	ミスギ	ミスギ	高木	常緑		*
クマシデ	カバノキ	高木	常緑		*	ミスナラ	フナ	高木	常緑		*
クマノミズキ	ミスギ	高木	常緑		*	ミスメ	カバノキ	高木	常緑		*
クリ	フナ	高木	常緑		*	ミツデカエデ	カエデ	高木	常緑		*
クロガネモチ	モチノキ	高木	常緑		*	ムクノキ	ニレ	高木	常緑		*
クロキ	ハイノキ	高木	常緑		*	ムクロジ	ムクロジ	高木	常緑		*
クロバイ	ハイノキ	高木	常緑		*	モチノキ	モチノキ	高木	常緑		*
クロマツ	マツ	高木	常緑		*	モッコク	ツバキ	高木	常緑		*
ケヤキ	ニレ	高木	常緑		*	モミ	マツ	高木	常緑		*
ケヤマハンノキ	カバノキ	高木	常緑	○	*	ヤブツバキ	ツバキ	高木	常緑		*
ケンボナシ	クロウメモドキ	高木	常緑		*	ヤブニッケイ	クスノキ	高木	常緑		*
コウヤマキ	コウヤマキ	高木	常緑		*	ヤマグルマ	ヤマグルマ	高木	常緑		*
コシアブラ	ウコギ	高木	常緑		*	ヤマグワ	クワ	高木	常緑		*
コジイ(ツブラジイ)	フナ	高木	常緑		*	ヤマザクラ	バラ	高木	常緑		*
コナラ	フナ	高木	常緑		*	ヤマナシ	バラ	高木	常緑		*
コハウチワカエデ	カエデ	高木	常緑		*	ヤマハンノキ	カバノキ	高木	常緑		○
コバノチヨウセンエ	ニレ	高木	常緑		*	ヤマボウシ	ミスギ	高木	常緑		*
コバンモチ	ホルトノキ	高木	常緑		*	ヤマモガシ	ヤマモガシ	高木	常緑		*
コブシ	モクレン	高木	常緑		*	ヤマモモ	ヤマモモ	高木	常緑		*
ゴヨウマツ	マツ	高木	常緑		*	ユクノキ	マメ	高木	常緑		*
ゴズイ	ミツバウツギ	高木	常緑		*	ユズリハ	ユズリハ	高木	常緑		*
サイカチ	マメ	高木	常緑		*	リョウブ	リョウブ	高木	常緑		*
サウグルミ	クルミ	高木	常緑		*						
サワラ	ヒノキ	高木	常緑		*						

注)備考の欄の「*」は、ぼう芽の樹種を示す。

(参考資料)

天然更新完了確認調査票(野帳)※一調査対象地ごとに作成

NO _____

市町村名 _____

①調査年月日	平成 年 月 日								
②調査者	所属名								
	氏名								
③調査地	林班	小班			面積(ha)	更新対象面積(ha)	伐採年	伐採後経過年数	プロット番号
		記号	番号	枝番					
④調査結果	プロット1			プロット2			プロット3		
	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)
⑤判定 (複数項目を選択し判定して下さい)	A・B・C・D	A 天然更新が完了							
		B 天然更新が一部完了(面積 ha)							
		C 天然更新補助作業(面積 ha、作業内容:)の実施が必要							
		D 人工造林(面積 ha)の実施が必要							
⑥添付するもの	森林計画図(調査地を図示したもの)								
	全景写真(1部)								
	近景写真(1部、樹高が推定できるもの)								

宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用を確立し、林業の成長産業化を図るためには、森林所有者に対する無断伐採等の違法伐採を防止するとともに、主伐後の再造林を確実に進めることが求められている。

また、伐採に起因する山地災害等を防止するため、環境に配慮した伐採・搬出を行う必要がある。

このため、森林の適正な管理を推進する伐採、搬出及び再造林に関するガイドラインを以下のとおり定める。

A 伐採契約・準備

1 伐採更新計画の策定

- 1.1. 伐採事業者は、森林所有者の意向と伐採現場の状況を踏まえて伐採更新計画をたてる。なお、計画としては別添様式1「森林収穫プラン」もしくは同等以上の内容のものを使用する。計画には所有者から同意の署名を得る。その時期は、立木売買契約もしくは作業受託・請負契約を結ぶ時点が望ましく、少なくとも作業開始前とする。
- 1.2. 伐採事業者は、伐採更新計画を作成する際、必要に応じて造林事業者と連携して、森林所有者に対して伐採から再造林までに係る収支や再造林の必要性などをわかりやすく説明するなど、再造林に向けた森林所有者の意識の向上に努める。
- 1.3. 更新については、森林所有者の意向を確かめ、必要に応じて、望ましい方法がとられるよう助言するとともに、伐採事業者が作業を請け負うことを提案する、あるいは造林事業者を紹介するなどの支援を行う。
※ 更新とは、地拵え、植林、もしくは天然更新のことをいう。
- 1.4. 作業開始に先立ち、作業員に伐採更新計画の内容を周知する。作業を他の事業者に請け負わせるときは、伐採更新計画を守ることを請け負わせる条件とする。

2 契約、許可・届出、制限の確認

- 2.1. 土地、立木の権利関係を確認した上で、森林所有者と立木売買契約もしくは作業請負契約を結ぶ。契約に際し、土地の所有界については、森林所有者とともに現地確認を行い、不明確な場合は、森林所有者と隣接森林所有者との間で明確化が行われたことを確認するとともに、確認書や立会写真等を保管しておく。
※ 請負契約には、受委託契約も含む。
- 2.2. 長期施業委託契約等の有無を確認し、契約がある場合には、委託先と森林の取扱いについて協議する。
- 2.3. 森林経営計画の有無を確認する。計画対象森林がある場合で必要ならば、計画変更の手続きをとる。市町村森林整備計画におけるゾーニングごとの森林経営計画認定基準に留意する。
- 2.4. 伐採及び伐採後の造林の届出を行う。
- 2.5. 保安林の場合は、指定施業要件を確認の上、伐採許可を申請する。その他の制限林の場合も、伐採に対する制限事項を確認し、必要な許可等を得る。

- 2.6. 補助事業履歴を森林所有者に確認し、伐採が過去に行われた補助事業の要件に抵触しないか、確かめる。
- 2.7. 伐採現場からの運材のための道路の使用について、必要な許可、地域の理解を得る。
- 2.8. 立木と合わせて土地も購入する場合には、国土利用計画法に基づく届出を行うか、その必要がない場合には、森林法に基づく森林の土地の所有者届出を行うが、水源地域内にあつては、宮崎県水源地域保全条例に基づく土地取引の事前届出を行う。
また、森林経営計画を新たに、あるいは従前のものを継承して立てることが望ましい。
- 2.9. 作業開始前には、別添様式2「伐採・搬出・再造林チェックシート（事前 作業中 事後）」もしくは同等以上の内容のものを使用し、必要事項を確認する。また、作業の途中や、事後評価においてもチェックシートを活用する。各許可証等は保存しておく。

3 保護箇所・注意箇所のチェックと現地マーキング

- 3.1. 土地の所有界を超えて誤伐することがないように、必要に応じて現地に目印をつける。
- 3.2. 環境保全上の保護箇所や、作業上の注意箇所を伐採更新計画において特定する。必要に応じて現地に目印を付け、誤伐を防ぎ、作業の安全を確保する。

B 路網・土場開設

1 使用目的・期間に応じた開設

- 1.1. 路網・土場の開設に当たっては、森林所有者等との話し合いを踏まえ、路網・土場を伐採搬出のためだけに使用するのか、その後も保育・管理のために長期にわたって使用するのか、その使用目的・期間を明確にする。
- 1.2. 使用目的・期間に応じて、それにふさわしい施工をする。一時的に使うものについては、埋め戻し等の方法により、原状回復が早く進むように配慮する。長期にわたり使用するものは、後々の維持管理に無理が生じないように、路体・土場、法面が早期に安定するように配慮する。

2 林地保全に配慮した路網・土場配置

- 2.1. 図面と現地踏査により、伐採現場の地形、土質、水の流れ、湧水や土砂の崩落、地割れの有無などをよく確かめる。その上で、路網・土場の開設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法と使用機械を選定し、必要最小限の無理のない路網・土場の配置を計画する。
※ 集材方法の選択、路網の計画、施工に当たっては、宮崎県作業道開設基準、宮崎県森林作業道作設指針、環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針を参照する。
- 2.2. 施工開始後も土質や水の流れなど現地の状態にはよく注意を払い、路網・土場配置がより林地保全に配慮したものとなるよう、必要に応じ計画の変更を行う。
- 2.3. すでに土砂の崩落や地割れがある箇所、傾斜35度以上の急傾斜地など、崩壊の危険性が高い箇所での路網・土場開設は避ける。やむをえず開設が必要な場合には、一時的な使用にとどめたり、切取法面の上の下層植生を残す、法面を丸太組みで支えるなど十分な処置を講じる。
- 2.4. 路網の開設・土場の設置により露出した土壌が谷川へ流入することを防ぐため、路網・土場は谷川から距離を置いて配置し、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすようにする。やむを得ず路網・土場を谷川近くに配置せざるを得ず、土砂の流入が心配される場合は、切り株と残材を利用して土留めのための棚積みをするなどの処置を講じる。

- 2.5. 路網は、谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。
- 2.6. 伐採箇所の中だけで路網を敷くことが無理な設計を招くと思われる場合には、隣接地を経由することも含めて代替案を検討し、隣接地の所有者と開設について交渉するなど、無理のない開設に努める。
- 2.7. 路網・土場の配置を計画する者と施工する者との意思疎通と連携を密にし、意図せざる施工が行われることを防ぐ。施工者は計画の内容と意図をよく理解して施工に当たり、現地の状態により計画通りに施工できない事態が生じてても、適切に計画変更がなされるような体制をとる。

3 民家、一般道、水源地付近での配慮

- 3.1. 民家、一般道、鉄道を始め重要な保全対象が下にある場合、その直上では路網・土場の開設を行わない。また、路網・土場開設の施工時には土砂、転石、伐倒木などの落下防止に最大限の注意を払い、必要に応じて保全対象の上に丸太組みの柵を設置する。
※ 万が一に備えて、損害保険に加入しておくことも推奨される。
- 3.2. 地域住民の水源地を汚染することがないように、水源地では路網・土場の開設を避ける。
- 3.3. 墓地や山の神など祭祀の場を乱さぬよう、これらとは距離を置いて路網・土場を配置する。
- 3.4. 電線、電話線、有線などを切断することがないように、路網・土場の開設前に電力会社、電話会社に連絡し、また地元と話し合いの上、必要な処置を行う。

4 生態系と景観保全への配慮

- 4.1. 重要な植物群落、野生生物の生育・生息箇所を可能な限り調べ、生物多様性の保全に配慮した路網・土場の配置に努める。
- 4.2. 谷川沿いの生態系を保護するため、伐採更新計画において谷川沿いの箇所を特定する。路網・土場は、谷川を横断する必要がある場合を除き、谷川から一定の距離を置いて配置する。
- 4.3. 現場の土質が、河川の長期の濁りを引き起こす可能性のある粘性土の場合は、路網の開設・土場の設置を可能な限り避ける。やむを得ず開設する場合は、土砂の流出には特に留意し、施工方法を選ぶとともに、必要に応じて編柵工等を設置する。
- 4.4. 路網・土場開設による土壌露出の視覚的インパクトが強すぎることがないように、集落、一般道などからの景観に配慮して路網・土場の密度と配置を調整する。

5 切土・盛土と法面の処理

- 5.1. 林地保全のため、路網・土場開設に伴う地形の変更はできるだけ少なくする。そのために、路網・土場の配置は自然の地形に合ったものとする。切り土高は最高でも概ね3 mまでとし、通常は2 m以内に抑える。
- 5.2. 切土・盛土の量を抑えるために、道幅及び土場の広さは作業の安全を確保した上で必要最小限とする。盛土の締め固めをしっかりと行うのはもちろんのこと、可能な限り表土ブロック積み工法や丸太組み工法を活用して、盛土の安定化を促し、盛土上を安全に走行できるようにする。
- 5.3. 土工量の多いヘアピン・カーブは、傾斜が比較的緩やかで、地盤の安定した箇所を選んで設置する。
- 5.4. 残土は谷川に流出しないように、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

6 路面の保護と排水の処理

- 6.1. 大雨でも崩壊が起きないように、水の流れをコントロールすべく、路網を配置する。路面水が集中して長い区間流下することがないように、地形を利用しながら上

り坂と下り坂を切り替え、こまめに排水が行われるようにする。切り替えの区間は、20m以内が望ましい。

- 6.2. 路面から谷川斜面への排水箇所は、なるべく尾根部や常時水の流れている谷など、水の流れに強い場所に設ける。路面から谷川斜面への排水を促すには、外カントにするか、横断溝を設ける。崩れやすい盛土部分に排水する場合は、洗掘を防ぐために転石や根株を組むといった処置をする。

※ 外カントとは、谷側を下げるように路面に横断勾配をつけること。

7 谷川横断箇所の処理

- 7.1. 谷川横断箇所では流水が道路等に溢れ出ないように施工し、維持管理を十分に行う。暗渠を用いる場合は、つまりが生じないように十分な大きさのものを設置し、呑口の土砂だめ容量を十分確保する。洗い越しとする場合は、横断箇所を一段下げる。
- 7.2. 車両の走行による流水の濁りの発生を抑えるため、洗い越しによる横断箇所では石組み、丸太組みなどの構造物を設置して路面を安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

C 伐採・造材・集運材

1 伐採区域

- 1.1. 谷川沿いや尾根筋、崩壊の危険のある箇所など、林地及び生物多様性の保全を図る上で重要な箇所については、伐採の適否、また、天然生林への移行を含めた伐採方法及び更新の方法を所有者と協議し、慎重に判断する。
- 1.2. 林地及び生物多様性の保全を図るため、また、林業経営上の利益のため、保残帯、保残木、下層植生を残す箇所を所有者と協議の上、必要に応じて設定する。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努めるとともに、作業中は誤伐を防ぐなど、その保護に十分注意を払う。

※ 風当たりなど隣接地への影響にも配慮することが望ましい。

- 1.3. 10haを超える面積の伐採を行う場合は、伐区を設定し、一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させることが可能かを検討する。また、保残帯の効果的な配置に努める。大面積を一度に伐採することにより、土砂が谷川に集中して流れ込むことには特に留意し、集材方法、また、その組み合わせ、路網の密度と開設方法には特段の配慮をする。

2 作業実行上の配慮

- 2.1. 一時的に使用する路網・土場では、その後の植生回復に支障を来さぬよう、雨上がりの車両走行などによる土壌攪乱に注意する。
- 2.2. 民家、一般道をはじめ重要な保全対象の上に位置する現場では、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石の落下防止に最大限の注意を払う。
- 2.3. 現場への関係者以外の立ち入りを禁止する立て看板を用いることなどにより、現場内の安全確保、事故防止に努める。
- 2.4. 地域住民の通行する道路では、作業が妨げとならないよう十分に注意を払う。
- 2.5. 民家や家畜飼養施設などが近い現場では、早朝、夕方以降の作業を避けるなど、必要な騒音対策を取る。
- 2.6. 現場では、「伐採更新計画」の写しなどを見えやすい場所に掲示する。

D 更新・後始末

1 更新の支援

- 1.1. 伐採跡地を森林の更新が進みやすい状態で残す。天然更新の場合、下層植生、特に広葉樹の保護に努める。人工造林の場合、地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努める。
- 1.2. 再造林における森林所有者等の自己負担の軽減を図るため、伐採と造林の一貫作業など、作業の効率化に努めるものとし、森林所有者からの要請に応じて、伐採事業者が伐採から造林までを一貫して引き受けるか、または、伐採前に伐採事業者と造林事業者との連携体制を築いておくようにする。
- 1.3. 計画的な再造林の推進のため、伐採を行う時点で伐採事業者と造林事業者が情報共有を図り、苗木の予約購入等により計画的な苗木の調達を行うように努める。

2 枝条・残材、廃棄物の処理

- 2.1. 枝条・残材の活用は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。特に、人家等の重要な保全対象の上方で伐採を行う場合は、できる限り枝条・残材を搬出する。
- 2.2. 枝条・残材を現場に残す場合は、出水時に谷川に流れ出したり、雨水を堰き止めることなどにより林地崩壊を誘発することがないように、置く場所を分散させたり、杭を打つなど、置き場所、置き方には十分注意する。
- 2.3. 枝条・残材の置き場所に無理が生じないように、予め路網の開設・土場の設置時から、発生するであろう枝条・残材の量を見積もり、必要な数と面積の置き場所を準備しておく。
- 2.4. 景観を乱す、巨大な枝条・残材の山積みは避ける。
- 2.5. 廃棄する資材、廃油等は全て持ち帰り、適切に処分する。

3 路網・土場の後始末

- 3.1. 一時的に使用した路網・土場は、必要に応じて埋め戻すなどし、植生の回復を促す。
- 3.2. その後も使用する路網・土場については、作業により荒れた箇所を補修を行う。さらに、長期間崩れにくい施設となるよう、作業後に行うことが望ましい処理、すなわち溝切りや敷き砂利、外カントによる路面排水処理などを、必要に応じて行う。
- 3.3. 運材に使用した道路については、補修を行うなど、道路管理者に対して負う責任を果たす。田畑を通った場合は、原状回復を行う。

4 事後評価

- 4.1. 全ての作業が終了した後、伐採更新計画に則って作業を完了したことを森林所有者に報告し、確認の署名を得る。
- 4.2. 伐採更新計画について事後評価を行う。計画並びに作業実施が適正であったかを検討し、次回からの改善につなげる。

E 健全な事業活動

1 労働安全衛生

- 1.1. 労働安全衛生法を始めとする関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。林業・木材製造業労働災害防止規程等を備え、具体的な事項についてはこれを参照する。
※ 労働安全衛生に係る従業員への普及については、「林業作業現場における安全衛生の基本」(宮崎県、林災防宮崎県支部)などを活用する。
- 1.2. 現場には、作業主任者、特別教育修了者等の必要な有資格者を配置する。そのために、従業員の資格取得に努める。
- 1.3. 毎日の危険予知ミーティング、指さし呼唱を怠らない。新たに採用した従業員の配置時や新たな機械の導入時などにはリスクアセスメントを実施し、危険要因の排

除に努める。

- 1.4. 中高年者の労働安全には特に注意を払う。
- 1.5. 緊急時の速やかな救護のため、現場からの緊急連絡体制を整備し、現場には担架などの救急用具を配備しておく。
- 1.6. 健康診断を定期的実施するとともに、振動障害の予防に取り組むなど、従業員の健康維持に努める。
- 1.7. 安全教育の実施や安全大会への参加に積極的に取り組むことで、労働災害の撲滅に向けて、意識の向上を図る。

2 雇用改善

- 2.1. 労働基準法を始めとする関係法令を遵守することはもちろん、林業労働者の地位向上を目指し、賃金や福利厚生等の労働条件の改善に努める。
- 2.2. 従業員の技術向上を助けるため、資格取得、研修への派遣に努める。
- 2.3. 日頃から職場内のコミュニケーションを十分に図り、従業員個々の人格を尊重し、働きやすい職場作りに努める。
- 2.4. 林業技術、またその担い手である林業技術者の役割の重要性について、従業員の自覚の醸成に努める。

3 作業請け負わせ

- 3.1. 伐採搬出作業を他の伐採事業者に請け負わせる場合は、条件の明確な契約を文書で交わす。
- 3.2. 請け負わせ先の事業者は、「ひなたのチカラ林業経営者」に登録されている事業者であることが望ましい。そうでなければ、その事業者がガイドラインの諸規定を遵守していることについて確認する。
- 3.3. 請け負わせる作業については、森林所有者から同意を得た伐採更新計画の内容を遵守することを受け負わせの条件とし、請け負わせ金額はそれに見合ったものとする。請け負わせ先の事業者が計画作成に関与しておくことが望ましい。計画変更などが、請け負わせ先、森林所有者を含めた三者間で円滑に進むように配慮する。

4 技術向上と事業改善

- 4.1. 作業効率化、労働安全衛生、環境保全のための素材生産技術の向上に努める。そのための情報収集、研修への参加などに積極的に取り組む。
- 4.2. 伐採更新計画に基づく事業実施の事後評価などを活用し、事業活動の改善に取り組む。

5 業界活動・社会貢献活動

- 5.1. 業界活動に積極的に参加し、自ら研鑽を図るとともに、業界の発展に寄与する。
- 5.2. 社会貢献、地域貢献に事業者として取り組む。
- 5.3. ガイドラインの普及、PRに努め、また、制度の改善に意見を寄せるなど、その発展に寄与する。

平成30年11月28日 制定
令和4年3月18日 改正

森林収穫プラン

1 森林所有者（代理人）

氏名（社名・担当者名）：	
住所：	TEL：

2 現場の所在地と現況

現場の所在地：	番地	林小班：
樹種、林齢と面積：		計 ha
<input type="checkbox"/> スギ <input type="checkbox"/> ヒノキ <input type="checkbox"/> その他（ ）	年生 ha	年生 ha 年生 ha
<input type="checkbox"/> スギ <input type="checkbox"/> ヒノキ <input type="checkbox"/> その他（ ）	年生 ha	年生 ha 年生 ha
<input type="checkbox"/> スギ <input type="checkbox"/> ヒノキ <input type="checkbox"/> その他（ ）	年生 ha	年生 ha 年生 ha
特記事項：		

3 伐採更新に関する制限

種類： <input type="checkbox"/> 保安林（水函・ ） <input type="checkbox"/> 他の制限林（ ） <input type="checkbox"/> 森林経営計画（ゾーニング： <input type="checkbox"/> 水涵 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 生環 <input type="checkbox"/> 保レク <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> その他）
必要な許可・届出： <input type="checkbox"/> 保安林伐採許可（許可番号： ） <input type="checkbox"/> 森林経営計画の変更 <input type="checkbox"/> 伐採届 <input type="checkbox"/> 機械集材装置設置届出 <input type="checkbox"/> その他（ ）
制限の内容：

4 伐採計画（数値は現場を確認した上での概数である）

生産量（ <input type="checkbox"/> 立木材積 <input type="checkbox"/> 利用材積）： <input type="checkbox"/> スギ m3 <input type="checkbox"/> ヒノキ m3 <input type="checkbox"/> （ ） m3 <input type="checkbox"/> （ ） m3 計 m3
路網・土場開設： <input type="checkbox"/> 土場（仮設 箇所 m2・常設 箇所 m2） <input type="checkbox"/> 作業道（トラック道）（幅員 m、仮設 m・常設 m） <input type="checkbox"/> 作業路（幅員 m、仮設 m・常設 m）

配慮すべきこと：谷川横断 谷川・湖沼沿い 急傾斜 土質 湧水 崩落
地割れ 支障木 民家・建物 道路 鉄道 水源 電線・電話線・有線
・水道管 景観 野生生物 特別な植生 倒木・立枯木 墓地・山の神
その他

伐出方法・使用機械：重機集材 架線集材 その他（集材機 プロセッサ フォワーダ グラップル スイングヤーダ
トラック（t車） その他

配慮すべきこと：谷川横断 谷川・湖沼沿い 急傾斜 土質 湧水 崩落
地割れ 支障木 民家・建物 道路 鉄道 水源 電線・電話線・有線
・水道管 景観 野生生物 特別な植生 倒木・立枯木 保残帯 保残木
下層植生保護 墓地・山の神 騒音 安全確保 その他

路網・土場の後処理：

- 通常土場
- 仮設土場
- 常設作業道
- 仮設作業道
- 常設作業路
- 仮設作業路

枝条残材処理：

5 更新計画（数値は現場を確認した上での概数である）

<input type="checkbox"/> 天然更新	ha		
<input type="checkbox"/> 再造林	ha（スギ	ha ヒノキ	ha その他 ha)
→ 地拵え	<input type="checkbox"/> 受託する	<input type="checkbox"/> 他の実施予定者（	）
植え付け	<input type="checkbox"/> 受託する	<input type="checkbox"/> 他の実施予定者（	）

6 地図

	<p>凡 例：</p> <p>伐採箇所境界</p> <p>所有者界</p> <p>溪流</p> <p>作業道 既設</p> <p>新設(常設)</p> <p>新設(仮設)</p> <p>作業路 既設</p> <p>新設(常設)</p> <p>新設(仮設)</p> <p>索張り</p> <p>土場</p> <p>保全箇所</p>
--	---

7 このプランの策定

策定者（社名・担当者）：					
住所：			TEL：		
策定日：	年	月	日		
予定作業期間：	年	月	日	～	年 月 日

8 所有者（代理人）の同意

<p>本プランの通り伐採搬出が行われることに同意する。</p> <p>年 月 日（署名）</p>
--

9 作業中のプラン変更（重大な変更の場所には所有者から確認の署名を得る）

<p>変更点：</p> <p>-----</p> <p>理由：</p> <p>-----</p> <p>変更日： 月 日（所有者確認の署名）</p>
<p>変更点：</p> <p>-----</p> <p>理由：</p> <p>-----</p> <p>変更日： 月 日（所有者確認の署名）</p>
<p>変更点：</p> <p>-----</p> <p>理由：</p> <p>-----</p> <p>変更日： 月 日（所有者確認の署名）</p>

10 所有者（代理人）の作業完了確認

<p>本プランに則り伐採搬出が行われたことを確認した。</p> <p>年 月 日（署名）</p>
--

伐採・搬出・再造林チェックシート（事前 作業中 事後）

伐採地		林小班	- -	面積	ha
記入日	年 月 日	記入者			
伐採開始	年 月 日	伐採終期	年 月 日		
更新方法	人工造林 ぼう芽更新 天然下種更新 森林外用途				
項目	No.	チェック内容			チェック
境界 確認	1	伐採する箇所の位置、所有者、境界を関係書類等で確認したか。			<input type="checkbox"/>
	2	伐採する箇所に至るまでの搬出路を、作設場所においても同様に確認したか。			<input type="checkbox"/>
	3	境界確認にあつては、所有者及び隣接者と現地立会を行ったか。			<input type="checkbox"/>
	4	境界はテープやペンキで明確にしているか。 また、地籍杭等を保全しているか。			<input type="checkbox"/>
	5	立会確認の確認書、写真等を保管しているか。			<input type="checkbox"/>
許可 ・ 協議 等	6	伐採する90～30日前までに、市町村へ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しているか。森林経営計画に基づく伐採は、事後の届出を提出したか（する予定である）。			<input type="checkbox"/>
	6-1	森林所有者に対して、再造林の必要性をわかりやすく説明するなど、伐採する森林の状況に応じた適切な更新について、働きかけを行ったか。			<input type="checkbox"/>
	7	森林法（保安林等）や砂防法（砂防指定地）など許可等の手続きが必要な箇所でないか。また、必要な場合、手続きをしているか。			<input type="checkbox"/>
	7-1	森林法（保安林等）による許可は必要ないか。 また、必要な手続きを県に行っているか。			<input type="checkbox"/>
	7-2	自然公園法（国立公園、国定公園、県立公園）による許可等は必要ないか。 また、必要な手続きを県に行っているか。			<input type="checkbox"/>
	7-3	砂防法（砂防指定地）による許可は必要ないか。 また、必要な手続きを県に行っているか。			<input type="checkbox"/>
	7-4	地すべり等防止法（地すべり防止区域内）による許可は必要ないか。 また、必要な手続きを県に行っているか。			<input type="checkbox"/>
	7-5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域）による許可は必要ないか。 また、必要な手続きを県に行っているか。			<input type="checkbox"/>
	7-6	都市計画法（風致地区）による許可は必要ないか。 また、必要な手続きを市町村に行っているか。			<input type="checkbox"/>
	7-7	文化財保護法（史跡名勝天然記念物に係る指定地等）による許可は必要ないか。 また、必要な手続きを市町村に行っているか。			<input type="checkbox"/>
	7-8	その他、法令等による許可等が必要ないか。（ ） また、必要な手続きを行っているか。			<input type="checkbox"/>
	8	土地を売ろうとする所有者は、水源地域内の土地取引を行う場合、契約締結予定日の6週間前までに、県に届出しているか。			<input type="checkbox"/>
	9	1 ha以上の土地を購入している場合、市町村に国土利用計画法の届出をしているか。 1 ha未満の土地を購入している場合、市町村に森林の土地所有者届出をしているか。			<input type="checkbox"/>

伐採・搬出・再造林チェックシート（事前 作業中 事後）

項目	No.	チェック内容	チェック
許可・協議等	10	伐採する箇所と接続する道路や搬出路に使用する道路、近接する人家や河川、下方に人家や各施設などの保全対象がある場合、家の所有者や道路管理者等と必要な協議を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	11	伐採する箇所、土場に通じる道路入り口及び伐採地下方等に、作業標識を設置しているか。 また、連絡先を表示しているか。	<input type="checkbox"/>
	12	合法的に伐採が行われていることを示す伐採届旗等を見えやすい場所に掲揚しているか。	<input type="checkbox"/>
	13	伐採する箇所に、希少動植物が生息していないか。 また、生息している場合、県の許可を受けて捕獲等を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	14	搬出に伴う掘削や伐採する箇所に埋蔵文化財はないか。 また、発見した場合、市町村に届けているか。	<input type="checkbox"/>
災害・環境対策	15	伐採する箇所の地形・地質などを踏まえ、労働生産性や安全性を考慮した作業システムに対応した搬出路を検討しているか。	<input type="checkbox"/>
	16	伐採する箇所が人家や道路、河川等に近いう場合、保護樹帯を設けるなど土砂流出等の被害が発生しないよう最大限の注意を払っているか。	<input type="checkbox"/>
	17	急傾斜地など崩壊や土砂流出の可能性の高い箇所では、搬出路の開設を避け、災害等が発生しないよう最大限の注意を払っているか。	<input type="checkbox"/>
	18	林地崩壊を招かないよう、搬出路は切土や盛土を極力抑え、適正な排水施設を計画・施工されているか。	<input type="checkbox"/>
	19	搬出路の作設を降雨等により地盤が緩んだ日を避けて行っているか。	<input type="checkbox"/>
	20	降雨時に取付道等へ土砂や泥水等の流出がないよう対策を講じているか。 また、搬出路（既設道路含む）が損傷しないよう降雨等を避けて搬出を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	21	台風等大雨時において、現場点検を行っているか。 また、点検等で土砂等の流出を発見した場合の撤去等の作業体制は整っているか。	<input type="checkbox"/>
	22	枝条・残材などの未利用材は、1箇所に集積したり谷に落とし込んだりせず、分散配置や杭止めなど適正に処理、計画がなされているか。	<input type="checkbox"/>
23	伐採する箇所が人家や道路、河川等に近いう場合、枝条・残材などの未利用材を可能な範囲で持ち出す計画・施工が行われているか。	<input type="checkbox"/>	
労働安全対策	24	気象情報などに注意を払い、豪雨、地震、その他天災に対する防災体制を確立しているか。	<input type="checkbox"/>
	25	安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生関連法令に基づく措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>
	26	災害発生時において、作業員及び第三者等の人命の安全確保を全てに優先させているか。	<input type="checkbox"/>
	27	作業機械の点検を常時行っているか。	<input type="checkbox"/>
	28	喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しているか。	<input type="checkbox"/>
	29	ガソリン等の可燃物の周辺には火気の使用を禁止する旨の表示をしているか。 又、周辺の整理を行っているか。	<input type="checkbox"/>
再造林対策	30	植栽箇所に、植栽間隔に応じて枝条・残材等が整理されているか。	<input type="checkbox"/>
その他	31	地元関係者から作業の実施に関して苦情があった場合は、誠意を持ってその解決に当たっているか。	<input type="checkbox"/>

※ 該当しないチェック項目は斜線で削除する。事後評価では適正に対応できたかチェックする。